

平成 2 9 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 6 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成29年 9 月26日 (火) 午前10時00分～午後 2 時44分  
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 1 委員会室

出席委員 委員長 石 田 秀 男 君 副委員長 石 田 ちひろ 君  
委員 鈴 木 真 澄 君 委員 若 林 ひろき 君  
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴 木 ひろ子 君  
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中 川 原 副 区 長 永 尾 福 祉 部 長  
大 串 福 祉 計 画 課 長 寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長  
臨 時 給 付 金 担 当 課 長 兼 務  
松 山 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 中 山 参 事 ( 障 害 者 福 祉 課 長 事 務 取 扱 )  
飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長  
西 田 健 康 推 進 部 長 品 川 区 保 健 所 長 兼 務 川 島 健 康 課 長  
三 ッ 橋 国 保 医 療 年 金 課 長 井 浦 品 川 区 保 健 所 生 活 衛 生 課 長  
舟 木 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 鷹 箸 参 事 ( 品 川 区 保 健 所  
品 川 保 健 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱 )  
間 部 品 川 区 保 健 所 大 井 保 健 セ ン タ ー 所 長 榎 本 品 川 区 保 健 所 荏 原 保 健 セ ン タ ー 所 長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察についておよびその他と進めてまいります。本日も、効率的な委員会運営にご協力よろしく願いいたします。

---

1 報告事項

(1) 南品川4丁目特別養護老人ホーム（法人立）の整備計画進捗状況について

○石田（秀）委員長

初めに、(1)南品川4丁目特別養護老人ホーム（法人立）の整備計画進捗状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、私から南品川4丁目特別養護老人ホーム（法人立）の整備計画進捗状況についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの特養は、南品川4丁目の特別養護老人ホームです。こちらにつきましては、東京都より社会福祉法人に対しまして整備費の補助金の内示が行われました。法人のほうでは、財務省関東財務局との間において国有地の取得契約の締結を行い、今後は法人が下記のとおり整備計画を進めていくという流れになっているものでございます。

記書き以下でございます。1番、都補助金内示、平成29年8月31日付でございました。東京都から特養ホームの整備費補助金の内示が行われたということでございます。これを受けまして、法人と国のほうで国有地取得契約の締結がつい先日でございます、平成29年9月21日付で契約が行われたものでございます。

3番の計画概要でございますが、特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設ということで、特養につきましては81床、あわせてショートステイが9床ということで合計90床になりますけれども、個室ユニット型です。それから、介護予防の拠点を併設する計画を今持っているところでございます。計画地、少し小さいですけれども、地図をつけました。南品川4丁目261-1、以前は旧国家公務員の宿舎、品川第二寮ということで活用していたところでございます。

4番目でございます、事業を行う法人の概要でございますが、名称が社会福祉法人慈雲福祉会、所在が愛知県一宮市になります。理事長が林倫子です。事業内容といたしましては、特別養護老人ホーム他高齢者関係施設および保育園の運営を行っている法人でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、5番の住民説明会でございます。昨年11月24日に事業および建物の概要の説明を品川第二地域センターにおいて開催いたしました。それから、これもつい先日でございますけれども、9月11日に品川第二地域センターにおいて建築物の計画概要の説明会を行いました。

それから、今後でございます。6番のスケジュールを先に見ていただければと思っておりますけれども、今月平成29年の9月、先ほど申し上げましたように、用地の売買契約の締結が行われました。これを受けまして、年明けには工事事業者の入札・契約でございます。平成30年2月には着工でございます。今申し上げましたように、工事の入札、施工業者が決まりましたら、この着工の前に、5番の住民説明

会のところの3行目、平成30年1月予定で工事概要の説明会、これを地元説明会ということで開催する予定です。

6番のスケジュールにお戻りいただきまして、平成31年1月に竣工予定、平成31年春には施設の開設というのが大きな流れとなっているところでございます。

雑駁ですが、私からの説明としては以上でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

9月に用地売買の契約が締結されたということなのですが、ここの土地の面積が何平米かと、幾らで国有地が払い下げられたのかということをお聞かせください。

それと、補助金のほうについても内示があったということですが、補助金が幾らになるのか。今、品川は、促進係数も1.5になっているということですが、そういうのも含めて、補助金が何床で幾らになるのかも教えてください。

それからあともう一つ、介護予防拠点併設と書かれているのですが、この介護予防拠点というのはどういうものなのかについてもお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

何点かご質問いただきました。こちらの敷地は2,375.89平米でございます。

それから、取得の金額は、申しわけございません、ホームページ上でも公開されておりません。あくまで国と法人との関係といったところでございますので、こちらの金額について私のほうからお答えはできかねます。

それから、補助金につきましては、今のところ特養の整備費ということで7億9,700万円余、それから、地域密着型のサービスの整備費ということで850万円、それから、開設準備経費といたしまして5,030万円余ということで今のところ内示を受けていることは伺っています。

それから、介護予防拠点でございます。先ほど最初の資料でもご説明しましたが、今も一宮市で特養を運営している法人でございます。そちらの特養でやっている介護予防ということで、体操教室ですとか生活機能の低下予防、あるいは音楽療法、こういったものを展開しております。今般、この南品川4丁目の特養についても同様のものをやりたいと伺っております。メインになるのは、健康運動指導士を講師として行う体操教室を今のところは計画しております。

#### ○鈴木（ひ）委員

この国有地の売却ということで、いろいろ森友問題などありますけれども、そういうのは公表されないことになっているのかという点。

それから、特養ホームは81床ですが、この補助金は1床当たり500万円×1.5となると思うのですが、ショートステイの通所というのと同じような形で計算されるのかを教えてください。

あと、総事業費、総建設費というのでしょうか、それがわかたら教えていただきたいと思います。

それともう一点、もともとここの国有地を買えないかというのが議会の中でも議論になっていたと思うのですが、道路づけが悪くて特養ホームの対象にならないとずっと言ってきたと思うのですが、その辺のところ。多分この西側のところに道路がつくことになったのかと思うのですが、

この道路がどういうふうな経過でつくようになったのか。それから、この道路は幅何メートルぐらいあるのか。区がこの道路がないために買えないと言ってきたものが、法人だったらなぜこういうことができたのかについてもお聞かせください。

#### ○大串福祉計画課長

売却金額につきましては、申しわけありません、非公開でございますので、私からはお答えしかねます。

それから、整備費のところでございます。委員おっしゃったように、今現在、特養につきましては1床当たり500万円×促進係数が1.5、さらにこれは特養とショートステイを合わせてということになりますので、90床ということで補助金は出てございます。

それから、総額でございますが、今のところまだ詳細なものをこちらで伺っていませんので、今、お答えはしかねます。

それから、こちらの土地、今委員ご指摘あったように、いわゆる袋状の敷地でございます。区のほうではそういった形状を踏まえた上で購入は断念しました。この土地、国のほうで公募、売却ということで出たときに、こちらの法人のほうで、そういった条件を知りつつどういった形で解決しようかと工夫を重ねたところです。具体的には前面のほうの土地所有者の方と話し合いをし、いわゆるすみ切りということで土地を確保でき、袋状の状態が解消され、こちらの敷地についてもこういった形での特養が建設できるようになったということで、いわゆる法人の努力が実ったものでございます。

いわゆる西側のほうの前面の道路に接するところでございますが、幅としては6メートルです。

#### ○鈴木（ひ）委員

わかりました。あと、特養ホームの補助金の関係では、介護予防拠点併設というのだと、補助金として併設加算というのがつくと思うのですけれども、これ以外のところでは加算がつくようなものは併設されないのでしょうか。例えば、認知症対応のデイサービスだったりとか、そういうふうな併設加算がされるようなものがほかにはないのかだけ、確認をお願いします。

#### ○大串福祉計画課長

加算を絡めての補助金ということでございますが、これも先ほど申しましたが、地域密着型サービスと整備助成ということで、介護予防拠点の850万円1拠点ということで計画しているところでございます。今委員からありましたようなデイサービスとかそういった施設の併設は、今のところ考えていません、スペース的に少し厳しいといったところでございます。やはり90床とるとということで、そちらのベッドを確保することに法人のほうでも注力したところかと思えます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

#### ○石田（ち）副委員長

先ほど道路の確保で法人の努力と言われていたのですけれども、区は努力できなくて買えなかったのかなというふうにも聞こえるので、そういうのは区が道路を確保することはできないのか、伺いたいと思います。

#### ○大串福祉計画課長

区としては、国有地と提示があった中での検討となります。その先の話としての前面の土地所有者の方との交渉、そういったことを前提とした土地の購入はできかねます。あくまでも提示された国の土地の大きさ、金額、これに対してどういった活用ができるか、その中でどのような形で購入ができるかと

いうところで区のほうとしては対応せざるを得ない。それを買う、あるいは活用するに当たっては、もうワンステップ、ツーステップあるということで、なかなか難しいところです。

**○石田（秀）委員長**

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 平成28年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果について

**○石田（秀）委員長**

次に、(2)平成28年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○寺嶋高齢者福祉課長**

平成28年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてご報告いたします。

初めに、品川区の指定管理者制度ですが、平成17年度に策定した品川区指定管理者制度活用に係る基本方針および指針に基づいて実施しております。指定管理者は毎年3月末までに次年度の事業計画を提出します。また、5月末までに指定管理者みずからが前年度のモニタリング、自己点検・自己評価・自己分析等を行い、事業報告書を区に提出し説明をいたします。区では、所管課においてヒアリング等を行った後に経営会議で全庁的な検証・評価を行い、その結果を本日報告するものでございます。本日報告いたします指定管理者施設につきましては、高齢者福祉課所管施設として20カ所、高齢者地域支援課所管施設として5カ所、障害者福祉課所管施設として8カ所および健康課所管施設として1カ所でございます。それぞれ所管する課長からご説明したいと思っております。

それでは、私からは、高齢者福祉課所管施設についてご説明いたします。まず1ページ目をお開きください。1ページから16ページまでが在宅サービスセンターで計8カ所になります。指定管理の業務といたしましては、デイサービス、介護保険外のサービス例えば配食等のほか、施設の維持・修繕、利用料の徴収に関すること等となっております。

それでは1番目、品川区立八潮在宅サービスセンター、指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。まず、積極的に評価した事項としましては、基本デイの柔軟な対応により稼働率が向上したという点でございます。平成28年度の利用率は、記載のとおりですが89.5%となっております。もう一点は、認知症カフェの運営に取り組んだことでございます。

改善が必要な事項としましては、認知症ケアを中心とした研修の機会の充実を指摘しております。改善が必要とされた原因と対応方針につきましては、年度途中で2度、常勤職員を補充することができたということですが、年度途中であったことも踏まえて研修参加機会をつくることができなかったということです。今後は研修計画を立てて機会を増やしていくとしております。

裏面になります、2ページをご覧ください。区民満足度の視点といたしましては、電話や連絡ノートによる日々の家族への報告や、年度初めの事業説明により意見や要望を聞き事業に反映できたこととございます。それと、例年実施している外出事業も大変好評だということとございます。

下に行きまして、組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、八潮地区内の他の施設や

町会・自治会と連携した総合防災訓練、また、BCP、災害時の事業継続訓練などの防災対策に取り組んだこととございます。

続きまして3ページでございます。品川区大井在宅サービスセンターでございます。指定管理者は同じく品川総合福祉センターです。まず利用率ですが、上段が基本デイになります、85.7%、下段は認知デイで86.5%、ご覧のとおり、いずれも3カ年連続して増加しております。積極的に評価した事項は、近隣の児童施設、大井倉田保育園を訪問し、多世代交流を図ったこととございます。

改善が必要な事項としましては、プログラム内容の充実、具体的には介護予防の個別プログラムの充実の改善が若干必要だということです。それから、地域との繋がりをさらに強化していきたいということとございます。対応方針としましては、個別目標を設定して、残存機能を最大限活かせるプログラム設定を行うということとございます。それと、地域の子どもたちとの関わりの中で利用者の生きがい活動を支援していくということとございます。

裏面に行きます、区民満足の視点としましては、まず、プログラムの選択肢を増やしたということがあります。認知デイでは、スペースを分けて個別の対応を試みたということで、個別性の高いサービスが提供できております。サービス向上および業務改善の視点としましては、多世代交流に力を入れて、外部から施設に来てもらうだけでなく、地域の児童施設等に出向くことで地域社会に繋がりをもち続けていくよう取り組んでいるところとございます。

続きまして5ページをご覧ください。品川区立中延在宅サービスセンターでございます。こちらの指定管理者も品川総合福祉センターでございます。利用率は上段の基本デイが72.4%とございました。対前年としましては-4.2ポイントとなっております。下段の認知デイは58.1%で、若干回復はしましたが、まだ6割には到達しておりません。

積極的に評価した事項としましては、個別対応を重視したケアの実施でございます。逆に改善が必要な事項としましては、利用者数の増による安定した稼働率の確保を目指すこととございます。改善が必要とされた原因につきましては、比較的軽度な利用者の方が有料老人ホーム等への施設入所をされたこと、それから、ショートステイの利用が増えたことでデイサービスの利用が下がったと分析してございます。

対応方針としましては、見学者の方が新規利用に繋がるケースが多くなっておりますので、在支やケアマネとの情報共有を強化して、積極的に利用者の紹介を受けるということとございます。

裏面に行きまして6ページでございます。区民満足度の視点としましては、個々に応じた通所介護計画に基づくサービス提供に努めたことで、他の事業所から移ってくる方が増えるなど、選んでいただける施設となったこととございます。

一番下の業務改善、組織管理体制の視点、2カ所あわせてですが、ボランティアの育成や受け入れにより、地域とともに活動する機会が増えたこと、それから、安全衛生委員会による毎月の検証、地区防災訓練への参加等とございます。

続きまして7ページをご覧ください。品川区立大崎在宅サービスセンター、こちらの指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。上段の基本デイの利用率は89.3%、こちらは3年連続で増加してございます。下段の認知デイにつきましては、増加傾向にはありますが、依然として5割を切っている状況とございます。

積極的に評価した事項としましては、医療的ケアが必要な中度・重度の要介護者を積極的に受け入れるために適正な看護師の配置を行ったこととございます。改善が必要な事項としては、認知デイの稼働

率の向上でございます。改善が必要とされた原因につきましては、ケアマネへの周知、認知デイの特色のアピール等が不足していたと自己分析しております。

対応方針としましては、認知デイの魅力あるプログラムの構築、それから、ケアマネ等へのさらなる周知ということでございます。

裏面に移りまして8ページでございます。区民満足度の視点ですが、行事や施設開放による地域との交流、町内会・近隣保育園・小学校の活動に参加して、地域との積極的な繋がりに取り組んだことでございます。

一番下の組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、利用者と職員合同による毎月の防災避難訓練に加え、大崎ウイズタワーの消火・防火管理協議会や総合防災訓練への参加等により、防災対策に力を入れております。

続きまして9ページでございます。品川区立戸越台在宅サービスセンター、こちらの指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。利用率は、上段の基本デイは若干の減傾向はありますが85%を維持しております。下段の認知デイは、3年連続の増加で79.3%となっております。

積極的に評価した事項は、基本デイについては、入浴サービスや機能訓練等のニーズに対応していること。認知デイでは、稼働率の向上でございます。改善が必要な事項としては、提供するサービスの質の向上でございます。改善が必要とされた原因の分析としましては、経験豊富な職員が多いのですが、それがかえってマンネリ化につながっていると分析しております。

対応方針としましては、サービス向上の検討、それから、組織として互いに学び合う取り組みを行うとしております。

裏面に移りまして10ページでございます。区民満足の視点では、前年に引き続き実施しております一般介護予防事業の定員を、週1回・2コース、20名から22名に増員して充実を図ったことでございます。サービス向上の視点としましては、利用者・家族との連絡ノートの活用や、施設内見学を積極的に行っております。

一番下の組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、地下の機械室の電力を見直すことで、対前年度比で500万円の光熱水費の削減ができたということでございます。

11ページに移ります。こちらは品川区立荏原在宅サービスセンター、指定管理者は同じく社会福祉法人三徳会でございます。利用率は、上段の基本デイは若干の減少傾向で83.4%でございます。下段の認知デイは、大幅に落ちまして60%を切ったものでございます。

積極的に評価した事項としましては、継続して行っている取り組みとして、ICF（国際生活機能分類）というのがございますが、こちらの考え方に基つきまして、職員が介護することで早く終わるような動作であっても、できることは自分ですること、自主性や能力向上を引き出すような取り組みに力を入れております。改善が必要な事項としましては、利用率にありましたが、認知デイの利用率の向上でございます。改善が必要とされた原因につきましては、近隣に新規施設、平塚橋特養が開設したことで、今までの利用者が入所したということがあります。それから、認知デイは定員が10名なので、数字的にはかなり落ちている、例えば、2人入所して減ってしまうと20%落ちるといふ、こういった数字の問題もありますので、なかなか数字だけでは難しいところはあるのですが、逆に1人増えると10%増えますので、あまり数字にこだわり過ぎず、いずれにしてもせつかくの施設なので、利用の向上は区としても期待しているところでございます。

対応方針ですが、民間のケアマネと今まで以上に連携を強化して周知に努めていくということござ



います。

裏面の12ページでございます。区民満足の視点ですが、認知症ケアの充実を図るために、研修等により得た技術を実践に活かしたということでございます。それから、季節のイベントに地域住民の参加を呼びかけて、逆に地域イベントにも積極的に参加することで、地域との連携強化に努めております。

一番下の組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、毎月開催する安全衛生委員会において、事故防止や自然災害等への対策を検討し、全職員への周知に努めました。

続きまして13ページ、品川区立小山在宅サービスセンター、指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。こちらは定員10名の単独の認知デイでございます。利用率は、58.4%ということで減少しております。

積極的に評価した事項としましては、利用者が社会参加の機会を持てるよう、近隣への外出や行事への参加に努めたものでございます。改善が必要な事項としましては利用者の確保でございます。改善が必要とされた原因につきましては、重度化に伴い施設入所される方が続いてしまったこと、それから、ショートステイや老健の利用、それから、入院等で利用者が減ってしまったということでございますが、先ほどと同様でこちらも定員が10名なので、約2名の減少で20%ぐらい落ちてしまうものでございます。

対応方針としては、家族やケアマネと連携し、退院・退所後の再開に努めるということでございます。

裏面に移りまして14ページでございます。区民満足の視点ですが、積極的に評価した事項にも記載したとおりですが、利用者のこれまでの生活歴なども理解した上で、また、在宅での現在の生活環境や家族の介護状況などを十分考慮して、自立支援に資するケアに努めているところでございます。サービス向上の視点としましては、認知デイの特色を出すという点からも、1人1人の状態の把握と情報共有に努め、活動と参加を重視しております。

下段の組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、防災対策への取り組み、それから、省エネ・省資源の取り組みでございます。

続きまして15ページに移ります。品川区立月見橋在宅サービスセンターでございます。指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。上段の基本デイは91.9%、下段の認知デイは66.7%で、いずれも例年並みとなっております。

積極的に評価した事項としましては、短時間の利用や延長の利用、それから、送迎時間の変更など柔軟な対応を心がけて、利用者の満足度の向上に努めたものでございます。また、例年と同様に、家族会を年9回、介護者教室を年2回開催し、家族支援、介護者支援に積極的に取り組んだところでございます。改善が必要な事項とその原因につきましては、利用定員10名のデイサービスに対して、実際には近隣に15名近い利用希望者がいるということで、こちらは逆に日によっては希望に添えない場合もあったところが改善が必要だと考えております。

その対応方針としましては、今年度より利用定員を15名に拡大して受入体制を図っているものでございます。

裏面の16ページでございます。区民満足の視点は、例年家族会におきまして満足度アンケート調査を実施しておりますが、アンケート結果は、前年度に引き続きまして、「大変満足」「満足」という結果が高い割合を占めたものでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、認知症カフェを4回開催し、利用者家族や地域住民に対して認知症への理解を深めることに寄与したところでございます。

続きまして17ページからは、特別養護老人ホームになります。特別養護老人ホームにおける指定管理業務の概要としましては、生活介護、生活指導、健康管理その他利用者等の処遇に関すること。また、施設等の維持・修繕、利用料金の徴収に関することとなっております。なお、昨年度開設しました平塚橋特養につきましては、新規ということで、高齢者福祉課所管施設の一番最後の20番目のシートで改めてご説明いたします。

それでは、17ページでございます。戸越台特別養護老人ホーム、指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。上段の特養ホーム利用率は96.6%、下段はショートステイ利用率で103.5%となっております。

積極的に評価した事項につきましては、重度要介護者への取り組みを継続して行っている点、具体的には、平成24年度から継続的に自主勉強会を実施し、介護技術委員会等を立ち上げ、利用者の安楽な姿勢保持であるとか、技術的な工夫を取り入れているところがございます。改善が必要な事項としましては、夜勤体制の見直し、サービスマナーの向上という点を上げております。

改善が必要とされた原因と対応方針ですが、夜勤につきましては、利用者の重度化、医療ニーズの増加、看取り介護の対応など、夜勤の負担が増加しており、夜勤体制の増強を検討していくものでございます。サービスマナーにつきましては、取り組みの成果は一定程度あったと分析しておりますが、実践現場において、職員間で指摘し合えるような体制もさらに必要だと考えております。

裏面の18ページでございます。区民満足の視点は、家族との面会時に積極的に情報交換を行い、要望の反映に努めたところがございます。サービス向上および業務改善の視点といたしましては、ニーズ把握の徹底、とりわけ新規入所者に関する情報収集とコミュニケーションに努めたところです。それから、サービスマナー研修の成果を実践に活かすよう努めているところがございます。

続きまして19ページでございます。品川区立荏原特別養護老人ホーム、指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。上段の特養ホームの利用率は94.4%、下段ショートステイの利用率は99.1%でございます。

積極的に評価した事項といたしましては、介護をする家族の年齢が以前よりも若くなっているという傾向がありまして、ニーズが多様化してきていること、そういったことから、家族との積極的な話し合いの機会を多く持つように努めているところがございます。改善が必要な事項としては、職員の質の向上、業務の簡素化という自己分析がございます。

改善が必要とされた原因と対応方針としましては、経験豊富な職員は新しいことへの順応が苦手だという面があるということです。若い職員は、逆に家族との接し方について経験が少ないなど、介護技術以外のところの多様な能力・資質が求められております。職員1人1人の能力や技術を見極めて得意分野を伸ばし、苦手分野を克服するよう、研修等により対応していくということでございます。また、過去のやり方や内容にあまりこだわり過ぎることなく、状況に応じた柔軟な業務により簡素化を目指していくところがございます。

裏面の20ページでございます。区民満足の視点としましては、毎月開催している利用者懇談会や、年2回開催している家族懇談会、それに意見箱の設置というのがあります。こういったものによりまして意見や要望を収集し、サービスの改善に反映させているところがございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、福祉用具のミニ勉強会の実施や研修参加により職員の意識づけを行い、実際に体位交換用クッションであるとかスライドボードといったものを導入して、利用者からもよい評価を得たものがございます。

下の組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、感染症対策委員会を月に1回開催、新型インフルエンザの流行に対しては、国・都・区の行動計画に連動する計画を立てて、最新情報にあわせて感染症マニュアルの見直しを随時行っているものでございます。

次に21ページ、中延特別養護老人ホーム、指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。利用率、上段の特養ホームは93.2%、下段のショートステイは87.0%です。

積極的に評価した事項としましては、2年間の準備検討期間を経まして、看取り介護を開始いたしました。ご本人・ご家族の思いを尊重し、事業所全体で取り組んだものでございます。改善が必要な事項としましては、目標稼働率・利用率の達成が届かなかったところでございます。

改善が必要とされた原因と対応方針ですが、看取り対応に取り組んだ結果としまして、新規入所者の調整に逆に一定程度時間がかかってしまったことが上げられています。それから、ショートステイ利用世帯が減少したことです。こちらで対応方針としては、ニーズ把握とサービス内容の見直しを強化して、利用率の向上を目指していくところでございます。

裏面に移りまして22ページ、区民満足の視点でございますが、サービス点検に力を入れているほか、2カ月に1回の頻度で開催している家族会で意見交換を行っております。サービス向上および業務改善の視点としましては、年間100件以上の緊急ショートステイの受け入れを行ったことで、セーフティーネット機能を十分に果たしております。

一番下の組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、毎月の防災訓練、町会との合同防災訓練、災害時の事業継続訓練、それから、荏原消防署の自営消防力検定に参加など、さまざまな防災面の取り組みをしているところでございます。

続きまして23ページ、品川区立八潮南特別養護老人ホーム、指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。利用率、上段の特養ホームは93.7%、下段ショートステイは86.3%でございます。

積極的に評価した事項としましては、虐待防止委員会を月1回開催し、不適切ケア等に対する意識向上に努めたところでございます。改善が必要な事項としては、稼働率の向上でございます。

改善が必要とされた原因につきましては、利用者の退院時や新規入所者の受入時にスムーズな準備ができなかったことを上げております。それと、ショートの利用頻度が多い利用者が施設入所してしまったため、ショートの利用率が落ちてしまった点がございます。対応方針としては、近隣の在支への情報提供や緊急ショートへの対応を強化していくところでございます。

おめくりいただきまして24ページでございます。区民満足の視点としましては、利用者の安全・安心を優先した生活を実践し、生活の中に潤いを感じられる取り組みを実践したものでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、関係職種による会議を必ず実施し、課題分析やケアの評価を充実させております。

下段の組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、個人情報保護に関するマニュアルの整備、事故防止委員会の定期開催、防災訓練の実施など、安全管理に力を入れております。

続きまして25ページ、こちらは地域密着型の品川区立杜松特別養護老人ホームでございます。指定管理者は社会福祉法人若竹大寿会でございます。利用率、上段の特養ホームは89.4%、下段のショートステイは94.2%でございます。

積極的に評価した事項につきましては、こちらも看取り介護の実践が実現し、住み慣れた地域で穏やかに最期を迎える取り組みを行うことができたということでございます。改善が必要な事項としまして

は、介護人材の確保と定着を上げております。

改善が必要とされた原因と対応方針ですが、特に経験の浅い職員につきまして、行っている介護が実際に役立っているという実感が薄く、モチベーションにつながっていないという分析をしております。それぞれが行っているケアの意味や仕組みについて理解し、必要性や意義を認識することで働きがいを実感できるよう意思統一を図っていくという方針を立ててございます。

続きまして26ページでございます。区民満足の視点は、看取り介護の実践により、地域で最期まで安心して暮らせる場としての理解を得られたところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、認知症に関する研修や講習会への参加により、認知症ケアの充実を図った点、それから、福祉機器の導入等により入居者の負担軽減を図った点でございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、感染症管理体制の強化、地域行事への参加等が上げられます。

続いて27ページからは、認知症高齢者のグループホームになります。認知症高齢者グループホームの設置目的は、要介護状態になった高齢者等の住みなれた地域での生活を支援することで、指定管理業務の概要につきましては、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供、施設設備の維持・修繕および利用料金の徴収等に関することとなっております。

27ページの品川区立八潮南認知症高齢者グループホームにつきましては、指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターです。利用率は94.6%でございます。

積極的に評価した事項ですが、加齢に伴い健康管理の重要性が増すことから、刻み食等の本人の状態に合った対応を行ったこと、また、家族の考えや主治医の意見を踏まえ看取り対応も行ったこととございます。改善が必要な事項としましては、入居者の筋力保持、歩行訓練等、主として運動機能面の取り組みでございます。それと、地域との交流の機会も改善が必要な事項に上げております。

改善が必要とされた原因と対応方針ですが、転倒事故が年間で47件発生したことを踏まえて、日常生活にリハビリを取り入れるなど、日ごろから自然に筋力向上につながるような取り組みを行うこと。散歩やドライブ等を行いました。まだまだ機会は少ないため、他の取り組みをあわせて積極的に地域に出ていくよう努めていくこととございます。

おめくりいただきまして28ページ、区民満足の視点でございます。日常生活で本人の力が発揮できる機会をつくり支援した点を上げております。それから、サービス向上および業務改善の視点ですが、看取り対応の実践、それから、認知症に関する勉強会や事例検討によりサービスの向上に努めた点とございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、事故と思われるケースについては、その日のうちに検証していくということとございます。

続きまして29ページ、品川区立大井認知症高齢者グループホームでございます。こちらの指定管理者は株式会社ケアサークル恵愛でございます。利用率は100%でございます。

積極的に評価した事項としましては、こちらの開設が平成27年8月ですので、ちょうど開設1周年の地域開放の夏祭りを行いました。それと、入居者、家族参加の1泊旅行も実施したものでございます。改善が必要な事項としましては、開設後、徐々に転倒等の事故が発生しております。先ほどのところにも同様の内容がありましたが、他の認知症施設でも同様な傾向が見られまして、体が比較的元気で認知症状が重い方が利用するという認知症のグループホームのイメージが強いのですけれども、最近では身体機能の弱った方の利用もだんだん増えてきております。そういう意味では、転倒事故等への注意がさら

に必要なという施設からの声も多くなってございます。

改善につきましては、まず、入居者のADLの把握について不十分な面がまだまだあると分析をしております。ヒヤリハット等について情報を共有するとともに、業務の負担軽減も図りつつ、より入居者に意識が向くように努めていくものでございます。

裏面の30ページですが、区民満足の視点です。家族アンケートをもとに、家族や利用者の思いをテーマにした社内研修を実施したところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、地域に開放した行事、それから、家族アンケートの実施とサービスへの反映でございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、研修を受講するだけでなく、職員が講師となった社内研修等も行い、意識の啓発を行っております。

続きまして31ページからは、地域密着型多機能ホームでございます。地域密着型多機能ホームの設置目的は、通い・訪問・泊まりのサービスを組み合わせた多機能サービスを提供し、要介護状態になっても住みなれた地域で生活を支援することでございます。指定管理の業務につきましては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護サービス等の提供に関すること。施設設備の維持・修繕、利用料金の徴収等に関することでございます。

31ページの小山地域密着型多機能ホームにつきましては、指定管理者は社会福祉法人新生寿会でございます。利用率が3段ありまして、まず上段が通いです、デイサービスで86.3%、中段は泊まりのショートステイで60.9%、下段は認知症高齢者グループホームで98.2%となっております。

積極的に評価した事項としましては、訪問医との連携による在宅での看取りを実施していること。もう一つは、町会との協同により地域交流スペースで毎月1回の体操教室を開催しております。改善が必要な事項として上げているのは、利用者中心のケアの徹底ということで、この原因と対応につきましては、本人ではなく家族のニーズが優先されやすい状況が若干目立ったため、利用者の担当職員を決めて役割を徹底し、家族との橋渡し役となるような取り組みもしております。

32ページの裏面でございますが、区民満足の視点としましては、独居の高齢者に対しこまめな訪問を行い、地域と多機能ホームでの居場所づくりに努めたところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、利用者の意向を取り込み、改善点については即座に実行したところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、転倒に関する勉強会、事故防止等に取り組んでいるところでございます。

続きまして33ページ、品川区立東大井地域密着型多機能ホーム、指定管理者は株式会社大起エンゼルヘルプでございます。利用率は4段ございまして、一番上はデイサービス89.5%、2段目はショートステイ87.3%、3段目は認知症高齢者グループホームで100%、一番下段は、こちらの施設だけですケアホームがございまして、95.8%でございます。

積極的に評価した事項は、区内の他事業所と連携し職員の育成を図ったこと、多様な外出活動を継続したことを上げております。改善が必要な事項としましては、働きやすさを感じられる雰囲気づくりによる職員の定着に向けた取り組みでございます。対応方針としては、職員同士による検討の機会を設けるなど、意識向上に取り組むものでございます。

裏面に移りまして34ページですが、区民満足の視点としては、ユニットごとの家族懇談会等、サービスの向上に努めたところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、必要に応じて、利用者・家族も交えた担当者会議を行い、ニーズの把握に努めているところでございます。

下段の組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、施設独自の研修会を充実させている点、それから、事故防止の取り組み等を強化している点でございます。

続きまして35ページ、品川区立大井林町地域密着型多機能ホームで、指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。上段、デイサービスの利用率は71.6%、下段のショートステイは43.3%でございます。

積極的に評価した事項といたしましては、支え愛・ホットステーション等との連携により、介護保険上のサービスだけでなく、日常的な活動への参加など、幅広く利用者支援に取り組んだものでございます。改善が必要な事項としましては、本人の言葉や思いを重視した支援となっております。先ほどの認知症の施設と同様の改善点を上げております。原因と対応方針ですが、やはり家族や地域の方、専門職の意見を重視するあまり、利用者の声が必ずしも優先されていない支援となるケースがあるという分析をしております。改めまして利用者の理解に努めて、計画書への記載を行うなど、日々の支援に反映させていくという方針でございます。

裏面の36ページですが、区民満足の視点は、職員間での話し合いや検討を心がけた結果、サービス評価アンケートでは、満足という結果をいただいたところでございます。サービス向上および業務改善の視点は、受け入れ地域を限定しないで、可能な限り送迎対応ができるよう努めたところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、普通救命やAED等の研修参加により事故発生時に備えているところ。それから、警察署への事前の情報提供により、外出にやや難がある高齢者への協力を得ているところの2点でございます。

続きまして37ページでございます。品川区立杜松地域密着型多機能ホーム。指定管理者は社会福祉法人若竹大寿会でございます。上段のデイサービスの利用率77.8%、下段のショートステイは17.8%でございます。

積極的に評価した事項としましては、定期的な行事に家族の参加を促し、利用者との面会頻度が向上した点を上げております。改善が必要な事項としましては、介護職員の慢性的な不足が上げられております。こちらの原因と対応方針ですが、慢性的などは書いてありますけれども、人員基準は当然のことながら満たしております。法人の方針、施設の方針としまして、職員の負担軽減や余裕を持ったサービス提供により、さらなる要望にこたえるためには増員が必要であるという考えのもとで、その目標の達成の職員配置には至っていないという高い目標を設定しているところでございます。これに対しては、通常の求人に加えて、地域への周知により、非常勤職員の採用等にも力を入れていこうという方針を立てております。

裏面の38ページですが、区民満足の視点としましては、利用者や家族から良好という評価をいただいているところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、認知症への取り組みや口腔ケアの実施等、医療関係者との連携強化が図られているところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、新人向け、中途採用者向けの研修等の充実により、職員のスキルアップに努めているところでございます。

続きまして39ページ、高齢者福祉課所管施設としては最後の施設になりますが、先ほど申し上げました、昨年5月に開設した品川区立平塚橋特別養護老人ホームでございます。指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。上段は特養ホームで利用率75.6%、下段はショートステイで72.1%でございます。開設当初につきましては、段階的な受け入れを行うため利用率は若干低めとなっております。

積極的に評価した事項としましては、ゆうゆうプラザとの複合施設である利点を活かして、地域との交流を積極的に行ったところでございます。改善が必要な事項としましては、職員の業務負担軽減と、それに伴う研修機会の増を上げております。改善が必要とされた原因および対応方針につきましては、職員1人当たりの受け持ちが約10人のユニットになっていまして、1人1人に深く接することや、利用者の大半が重度の要介護者であること、それから、新規開設ということで業務量等も重なりまして、職員の負担が大きくなっているところでございます。業務の効率化に取り組みまして、また、ICT等も活用した福祉機器の導入を検討するなど、業務負担軽減を図り、それにより研修参加の機会を増やすことでスキルアップに心がけていきたいと方針を掲げてございます。

裏面の40ページです。区民満足の視点としましては、利用者および家族懇談会での積極的な情報交換により、要望の反映に努めたところでございます。サービス向上および業務改善の視点としましては、ホームページ等を通して大規模ユニット特養の周知を行ったところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点としましては、近隣4町会との合同防災訓練の実施、それから、今年度については、職員研修の開始もできておりまして、引き続き適正な勤務体制のもとスキルアップに努めていくものでございます。

以上で高齢者福祉課所管の施設についての説明を終わります。

#### ○松山高齢者地域支援課長

それでは、私から、高齢者地域支援課の所管施設につきましてご説明いたします。

41ページをご覧ください。初めに、高齢者住宅のうち区が建設いたしました住宅4カ所でございます。こちらの高齢者住宅の設置目的は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることでございます。指定管理業務は、高齢者住宅の保全、修繕、改良、また、使用者の共同の利便となる施設の整備、居住環境の整備、そして、管理人業務となっております。

それでは初めに、八潮わかくさ荘の説明をいたします。指定管理者は社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。実績につきましては、全戸数40戸のうち平成28年度の新規入居人数が4人ございました。使用料につきましては、前年度と同程度でございます。管理運営委託料につきましては、工事費を含んでおりますので、工事費の多寡によりまして金額が変わっております。

積極的に評価した事項につきましては、入居された直後の方、あるいは状態の変化で緊急対応が必要な方につきまして、在宅介護支援センターと連携して迅速に対応したということでございます。一方、改善が必要な事項につきましては、居住者の方の中には支援が必要と思われる方がいらっしゃいますけれども、ご本人の認識としましては、まだ支援の必要はないとする方への対応ということでございます。対応方針としましては、高齢化が進み心身の状況の変化が起こりやすくなっているため、ご利用者を尊重しつつ、いち早く家族と連携を強化して対応に努める必要があるということでございます。

では、42ページをご覧ください。区民満足の視点としましては、八潮わかくさ荘の自治会の総会や役員会等に管理人が出席いたしまして、直接入居者の意見をお伺いし、きめ細やかな対応に努めている点でございます。

次に、サービス向上および業務改善の視点としましては、居住者へ認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を促すと同時に、介護予防事業への参加も促した結果、実際に参加された方がいらっしゃいまして、今後も増加が見込まれるということでございます。

続きまして43ページ、品川区立大井倉田わかくさ荘でございます。指定管理者は同じく社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。実績は、全戸数8戸のうち平成28年度の新規入居件数がお1

人でございました。

積極的に評価した事項につきましては、随時訪問や見回りの際に居住者の方とお話ししながら、その生活状況につきましてモニタリングを行い、必要な場合は在宅介護支援センターへつないだこととございます。改善が必要な事項につきましては、虚弱な方や認知症を発症している方への対応と、同じ住宅にお住まいの方同士のご理解が必要だということとございます。指定管理者としましてはご本人には対応しているものの、近隣の入居者から心配の声が寄せられたということで、対応方針としましては、入居者の変化にいち早く気づき、早めの対応に努めると同時に、近隣の入居者の方に認知症サポーター養成講座等を通じまして、認知症に対する理解と支援を求めていくということとございます。

44ページをお開きください。区民満足の視点としまして、身体状況の変化等を把握するために職員が適宜訪問し、日ごろから話しやすい環境をつくるとともに、デイサービスでのボランティア活動の際に話を聞くなど、利用者ニーズの把握に努めるという点とございます。

次に、サービス向上および業務改善の視点としましては、認知症カフェへの参加を呼びかけたところ、実際に5人の方が参加されたということとございます。

続きまして45ページをご覧ください。品川区立東品川わかさ荘でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。実績は、全戸数50戸のうち平成28年度の新規入居人数は4人ございました。

積極的に評価した事項につきましては、外壁等の改修工事の実施期間中、利用者あるいは関係機関との調整や周知を十分に行った結果、円滑に竣工することができたこと。また、同法人が行っております介護予防事業へご案内し、参加が定着してきているということとございます。一方、改善が必要な事項でございますが、押し売り押し買いの詐欺に遭われた方が少数ではありますがいらっしゃいまして、詐欺被害を防ぐ対策が必要であるため、対応方針としましては、ポスターなどを活用した啓発、日ごろの声かけにより詐欺被害の防止を強化していくということとございます。

46ページをお開きください。区民満足の視点としましては、法人全体の行事や法人が実施する介護予防事業へご案内し、入居者が参加する機会をつくったこと、また、日ごろの会話や意見箱から意見等の収集に努め、ニーズ把握を図ったこととございます。

サービス向上および業務改善の視点としましては、退院直後の方など配慮が必要な入居者につきまして、区や関係機関と連携しながら対応し、必要に応じて家族への説明に努めたということとございます。

続きまして47ページ、品川区立大井林町高齢者住宅でございます。指定管理者は社会福祉法人さくら会でございます。設置目的は、高齢者住宅の設置目的である、住宅に困窮する高齢者に住宅の提供ということに加えまして、日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることとございます。指定管理業務につきましては、高齢者の住宅保全、修繕、改良に努めることに加えまして、生活支援サービスの提供、利用料金の徴収に関することとございます。実績は、全戸数90戸のうち平成28年度の新規入居件数が8戸ございました。

積極的に評価した事項につきましては、居住者同士での交流が定例となり、入居者の80%の方が参加し、居住者同士の自主企画やつながりが活発になったこと、また、入居者だけではなく地域の方も対象に、認知症サポーター養成講座を在宅介護支援センターと共同で行ったこととございます。一方、改善が必要な事項としましては、開設から5年たちまして、平均年齢が上がり介護が必要な方が増え、健康寿命を延ばす取り組みが必要であるため、対応方針としまして介護予防事業を実施し参加を促すこととございます。



48ページをお開きください。区民満足の視点としましては、意見箱や交流企画を通じまして入居者からご意見を伺い運営に反映させることで満足を高めるように努めている点でございます。また、サービス向上を業務改善の視点としまして、入居者同士の交流を持つ機会として1階の場所を提供し、茶話会やグループ活動に利用している点でございます。

49ページをお開きください。品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設（平塚橋ゆうゆうプラザ）でございます。指定管理者は社会福祉法人三徳会でございます。

設置目的でございますが、区内に住所を有する60歳以上の高齢者の健康維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることとしてございます。指定管理業務につきましては、施設の運営に関すること、設置目標を達成するために必要な事業の企画、運営に関すること、施設の維持および修繕に関することとございます。実績でございますが、平成28年5月1日開設以降、平成28年度の延べの利用者人数は3万8,713人、そのうち新規登録者数、これまでシルバーセンターを利用したことのなかった高齢者が新規で登録していただいた人数になりますけれども、こちらが平成28年度末で387人でありました。また、目的外の利用件数は265人です。

積極的に評価した事項につきましては、高齢者をはじめとした多世代交流という初めての試みに対しまして円滑に運営してきたこと。あるいは、町会、高齢者クラブ、保育園、学校など関係機関、ボランティア等との共催によるイベントや事業を実施し、多世代交流を図ることができました。また、法人のノウハウを活かしました介護、介護予防事業の情報を発信したり、ST（言語聴覚士）による相談事業を実施したこととございます。一方、改善が必要な事業としましては、その交流を目的とした事業内容の質の向上と、夜間の施設の有効利用、今、利用が半分ぐらいでございますので、さらに利用を進めるということとございます。対応方針としましては、夜間利用者の方に対しまして、ホームページ等周知により一層努めていくという点でございます。

50ページをお開きください。区民満足の視点でございますが、受付窓口やアンケート調査などで意見やニーズ把握に努め、事業の企画内容や施設運営に反映したということとございます。

サービス向上および業務改善の視点としましては、アンケート調査結果によれば、外出の機会が増えた、友達が増えたとの意見が寄せられ、これを参考にしまして、利用者のニーズを取り入れたサービス向上に努めた点でございます。また、開設後、利用状況に応じまして、地域交流スペースのキッズコーナーを拡充し、親子で気軽に立ち寄れる環境を整備したということとございます。

以上で高齢者地域支援課の所管施設についてのご報告を終わります。

#### ○中山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉課所管分、全部で8施設ございますが、モニタリング評価の結果をご説明いたします。

51ページをご覧ください。まず、品川区立心身障害者福祉会館でございます。こちら指定管理者は品川総合福祉センターとなっております。こちらの施設ですけれども、障害者の方の地域活動支援センター、それから、障害者自立訓練センターおよび障害者生活支援センター、この3つの機能を持つ施設となっております。実績は表のとおりでございます。

積極的に評価した事項でございますが、こちらの施設、機能訓練、生活訓練を持っておりまして、作業療法士、理学療法士と連携強化を図ることで職員の専門性が深まり、日々の介護の質の向上を図っているところでございます。一方、改善が必要な事項ですが、特に機能訓練および生活介護事業において

稼働率の向上が求められる、とりわけ機能訓練が平成28年度12.6%ということになっておりますので、ここの数値を上げていく工夫が必要となっております。対応方針でございますが、対象者に選んでもらえるような心身障害者福祉会館の提供するプログラムの強みをもっと上手にPRしていく必要があるだろうということで、今、対応しているところでございます。

それでは裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。生活訓練事業になりますが、1人1人のニーズを把握し、パソコン、軽作業、外出訓練、グループ訓練等の訓練を取り入れるとともに、生活の質の改善、地域での自立を目指した支援を行っているところでございます。また、この施設は重度の方も通っております。給食については、嗜好調査や献立の希望を聴取し、献立づくりに反映するとともに、障害や摂食状況に応じた二次加工をし、選択食も実施しているところでございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、法人の苦情解決第三者委員会への取り組みのほか、毎月セルフチェックを行い、サービス向上に努めたところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、職員育成では、新任研修、2年、3年、5年というふうな節目研修を実施しているほか、メンター制度の導入に取り組んでいるところでございます。

続きまして53ページをご覧ください。こちら品川区立西大井福祉園になります。指定管理者は社会福祉法人福栄会になります。こちらの施設ですが、生活介護事業、そして、就労継続支援B型ということで、日中活動の場を提供するものでございます。主に知的障害の方を対象とした施設でございます。

こちらの総括の表、積極的に評価した事項ですが、引きこもりや、卒後に就労や他の施設に適応できなかった知的障害の方を体験利用ということで平成28年度10名受け入れました。まずここでならずことで、区内の他の通所施設への移行につながったということでございます。改善が必要な事項ですが、平成28年度は家族の要望を受けて試行的にさまざまな活動を取り入れました。具体的には、下の原因の分析のところに書いてあるのですが、調理活動、銭湯貸し切り入浴訓練、基礎体力づくりとして講師を招いての体育館での運動等、こうしたメニューを取り入れました。今後これをいかに継続した活動にしていくかというのが課題となっているところでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございますが、定員超過に伴い、3班体制から4班体制に変更し、できるだけ利用者のきめ細かなサービス提供を行ったところでございます。また、飲料水の工場や航空会社の見学、プラネタリウムなど、社会科見学や旅行など、施設外プログラムも充実させたところでございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、職員研修を積極的に受講し、知識・技術の向上に努めているところでございます。

また、業務の適正執行の視点でございますが、安全管理面では、これは福栄会全体としての取り組みではありますが、ヒヤリハット・リスクレベル評価表というのを作成してまして、事故防止に努めているところでございます。

続きまして55ページをご覧ください。品川区立かがやき園になります。こちら指定管理者は社会福祉法人福栄会になります。かがやき園は、入所施設そして日中活動の場としての生活介護、それからショートステイ、この3事業を行っている事業所になります。

積極的に評価した事項ですが、この間、短期入所で保護者の入院等による緊急時の対応が大きな課題となっております。常時緊急受付ができるような仕組み、具体的には3床ある短期入所のうち1床を緊急枠ということで回すような努力をしているところでございます。一方、改善が必要な事項といたしましては、利用者の高齢化、重度化に伴い、支援内容の充実、安全面の強化が求められているところでござ

ございます。その対応方針でございますが、介護予防、体力低下を予防するための入所者への取り組み、それから、今年度、実際には介護ロボットの導入なども行っているところでございます。

裏面にまいりまして、区民満足の視点でございます。こちら若年層の方もいらっしゃいますので、運動の機会の確保ですとか、日帰り旅行、個別外出の充実ということを行っています。また、園庭で栽培した野菜等で料理教室、家族合同行事としての豚汁大会なども開催しております。

サービス向上および業務改善の視点です。介護ロボットや介護リフトの勉強会を実施したほか、介護技術の向上に努めているところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、大井警察署の協力を得まして不審者侵入訓練を実施し、施設の安全意識向上に努めました。

続きまして57ページをご覧ください。品川区立品川児童学園になります。こちら指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。こちらの児童学園ですが、児童発達支援センター機能のほか、保育所等訪問支援等の事業を行っているところでございます。平成28年度から、こちらの施設は仮移転施設への移転ということで、こみゅにていぷらざ八潮での運営になりました。

積極的に評価した事項でございますが、仮移転による環境変化に柔軟に対応し、利用者支援に支障が出ないよう関係機関と協力し利用者支援に取り組んだところでございます。一方、ずっと課題でありました、平成31年度の（仮称）障害児者総合支援施設開設に向けた移転体制整備ができればと思っています。ただ下の原因の分析にも書いてありますが、品川児童学園は、今、知的障害の方だけを対象としておりまして、肢体不自由児への対応、それから、保育園等との併用利用を実施する必要があるということで、それに向けた対応について今研究を進めているところでございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。施設移転による環境変化により、利用者満足度がなかなか向上したとは言えない状況ではありますが、利用者およびその家族にきめ細かな支援を行い、信頼関係を構築し、支援の充実を図ってきたところでございます。保護者会もまめに開きまして、お子さんの様子を伝えるとともに、親御さんが安心して通所できるような取り組みをしております。

サービス向上および業務改善の視点になります。個々の基本的生活習慣に着目し、身辺自立の確立に取り組んだところ、それから、コミュニティプラザの施設を活用しまして、ほかのいろいろなお部屋を借りることで、基礎体力を養うですとか、今までなかなかできなかったような活動も行っているところでございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点でございますが、研修体制を充実させ、職員の資質向上に努めてまいりました。

続きまして59ページをご覧ください。ここから3つほどグループホームが続きます。まず最初、品川区立北品川つばさの家になります。申しわけございません、こちら指定管理者、平成28年度から、社会福祉法人げんきに変わっておりますので、訂正をお願いします。

こちらの積極的に評価した事項ですが、前の指定管理者の課題であった服薬管理体制、記録簿の整備、などの改善を図ったところでございます。一方、改善が必要な事項といたしましては、利用者の高齢化、重度化に対しての職員の支援力・対応力がやはりまだ不足しているところでございます。この対応方針といたしましては、やはり研修を計画的に実施すること、それから、利用者の高齢化、重度化に対応できるような新規専門職員の採用を図ることを考えているところでございます。

裏面をご覧ください。区民の満足度のところですが、余暇活動として外出イベントの企画や、区内の社会資源を活用した地域参加を積極的に図っているところでございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、月1回、利用者ミーティングを開催しております。その中で利用者の個々の意見を実際の支援に反映させているところがございます。

適正執行の視点でございますが、虐待防止について、世話人を含め会議で情報共有を図っているところがございます。

続きまして61ページをご覧ください。品川区立西大井つばさの家、指定管理者は社会福祉法人福栄会でございます。こちら、積極的に評価した事項ですが、指定管理者の提案により、区内のグループホームの連携強化を図るために、昨年度から障害者グループホーム連絡会というのを設けました。年5回開催し、それぞれ各事業所の支援員、世話人との情報共有を図っているところがございます。改善が必要な事項ですが、やはりこちらの施設も高齢化に伴う利用者の心身状況の変化を踏まえた今後の生活支援の方向性の検討が上げられます。そのための対応方針ですが、利用者の高齢化に伴い、高齢者施設等への移行も視野に入れた支援、そのためのご家族との定期的な話し合いをしているところがございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。実はこちら7床のグループホームなのですが、1床を体験入所という形で対応するとともに、家族の入院等による緊急時の受け入れも行っているところがございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、利用者の高齢化に伴う疾病等による通院が急増しております。併設の西大井福祉園と連携を図りながら、職員が同行するという形で対応の強化をしているところがございます。

63ページをご覧ください。品川区立上大崎つばさの家になります。こちら指定管理者は社会福祉法人げんきです。すみません、表のところ、グループホームの入退所者数なのですが、入所5となっておりますが、昨年度、入所・退所新規はなかったのでゼロで訂正をお願いいたします。平成27年度もゼロでお願いいたします。

こちら積極的に評価した事項になりますが、町内会のイベントや行事に積極的に参加しておりまして、地域住民との交流を図っております。また、近隣の主婦の方が夕飯どきにきていただきまして、一緒に家事をしていただいているようなところもございます。一方、改善が必要な事項ですが、利用者の休日の過ごし方について支援が必要ということになっております。これは、入居者の保護者の要望により、土日に自宅に帰る方が多いのですけれども、たくさん楽しいことをし過ぎて疲れてしまって、月曜日の仕事に影響するという状況もございます。また、逆に予定のない場合、家族のもとに帰らないときの休日の過ごし方がなかなかわからない方がいらっしゃるということで、今現在、その方に合った休日の過ごし方を提案しているところがございます。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。利用者の要望でもあります、外出・外食ができるように移動支援を活用し、利用者の希望する場所へ行けるように、そうした支援を図っているところがございます。

組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、品川区に在住する職員を防災対策要員として、常に緊急時に対応ができるような連携を図っているところがございます。

次に65ページをご覧ください。品川区立発達障害者支援施設ぷら一すになります。こちら指定管理者は社会福祉法人げんきです。こちらの施設ですが、就労継続支援A型とB型、それから、発達障害の就労の相談、指導、助言、そういったことをやっている、思春期から成人期に向けての相談と、就労につなげる支援の施設でございます。こちら積極的に評価した事項でございますが、A型・B型とも新たな作業内容を獲得できるように努力してまいりました。

それから、成人期の支援事業リクトでは、就労準備の前段階として、レクリエーションを中心としたさまざまな体験を提供しながら、個々の課題にも取り組んでいるところでございます。一方、改善が必要な事項としましては、A型・B型それぞれの就労支援事業収入の安定的な確保が求められているところでございます。そのためには、受注の仕組みをしっかりとつくっていく、特にA型は雇用契約を結ぶため雇用契約を結んだだけの作業量がないとだめですので、そうした職の確保が必要になってくると思います。

裏面をご覧ください。区民満足の視点でございます。こちらは発達障害の方を対象とした施設になっておりますので、ずっと継続的にここの施設を利用されるというよりは、ここの施設をステップにして企業への一般就労を目指しています。そうした中では、利用者へ就労のイメージを深めさせることが大事になっています。職場体験実習や外部販売等の機会を積極的に設けることで、利用者に就労のイメージを定着させることができたと思っております。

また、成人期支援事業リクトでは、引きこもりケースに対しまして、区の芸術活動支援事業を利用して、通所から集団の場へと移行を図るなど、利用者個々の課題にも取り組んでいるところでございます。

サービス向上および業務改善の視点ですが、全ての利用者に対して活動ごとの振り返りを実施しニーズを把握しております。

適正執行の視点といたしましては、リスクマネジメント研修を10回行いまして、事故防止に努めているところでございます。

障害者福祉課所管分は以上になります。

## ○川島健康課長

私からは、健康課所管の、品川区立健康センター（品川健康センター・荏原健康センター）のモニタリング評価結果についてご説明いたします。

67ページをご覧ください。指定管理者は、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ・住友不動産共同事業体で、平成28年度は5年間の指定管理の3年目となります。この施設は、区民の健康の保持および増進を図ることを目的に設置されており、業務の概要は、健康づくり事業の運営および施設の利用に関すること、施設維持・修繕に関することなどです。平成26年度からの事業の実績はこちらの表のとおりです。フリー利用、コース型教室ともに着実に利用者が増えております。指定管理料につきましては、基本指定管理料は5年間一定ですが、この中に含まれる修繕費が年度ごとの金額の変動要因となっております。

総括ですが、前年と比較いたしまして、フリー利用者数およびコース型教室利用者数が増加しております。これは新規利用者への体組成測定の実施とその結果に応じた運動方法のアドバイスを行うといった継続利用を促す指定管理者の運営努力と評価しております。改善が必要な事項については、利用者数の増加に伴い施設内の混雑が生じており、運動中の利用者同士の接触などが懸念されるため、事故防止のための安全管理の徹底や利用者マナーの向上対策が必要となってきております。

改善が必要とされた原因の分析および対応方法としまして、混雑状況に応じた入場規制の実施、参加者が多いと予測される教室については整理券を配付するなどの対応、および施設の見回り体制の強化やマナー向上に関するポスター掲示などを指定管理者に指示いたしました。

裏面にお進みください。評価の視点別のコメントでございます。区民満足の視点についてですが、新たな取り組みとして、栄養講座や健康麻雀を実施するなど、運動だけでなく食生活の改善や認知症予防への取り組みも実施しており、利用者満足度も向上していると評価しております。

次に予算執行（財務）の視点ですが、利用料金収入につきましては、平成21年度以降、平成28年度が最も収入が多い年であり、これは指定管理者の運営努力による収入増であり、効果的な運営とサービス向上の結果と評価しております。

サービス向上および業務改善の視点につきましては、アンケートボックスによる利用者の声を集約、コース型教室の内容の見直しに反映するなど、利用者の声を業務改善に反映しております。

組織管理体制および業務の適正執行の視点につきましては、計画どおり適正に執行されており、全スタッフでの就業前の救急救命トレーニングによる利用者の安全確保策の実施のほか、接客や指導技術向上のための研修も実施しているところを評価しております。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これから質疑に入りますけれども、多岐にわたっておりますので、ページ数を言ってから質疑等をしたほうがわかりやすいと思いますので、その点注意をお願いいたします。ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

61ページなのですがけれども、西大井つばさの家の積極的に評価した事項ということで、障害者グループホーム連絡会がつくられて年5回開催されたということなのです。情報共有の場を設けたということなのですが、区内のことなので、区立だけではなくて全ての知的障害、精神障害の方も含めたグループホームの連絡会になっているのか。どんな目的でこれがされているのか。区の職員もここにかかわっているのかについて、まず教えてください。

#### ○中山障害者福祉課長

これは知的・精神全ての区内グループホームの世話人に声をかけて実施しているものです。目的としては、グループホームは、法人立のものもあれば区立のものもあるのですが、小さいNPO法人が運営している事業所もたくさんあります。そうしたところともつながりながら、どういう共通の課題があるとか、世話人のことであるとかを話していて、毎回当番を決めて集まるグループホームも変えているので、よそのグループホームで実際にどんな施設面での工夫をしているかもわかるということで始めています。区の職員としましては、一応、係長を行かせています。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございました。こういう取り組みはすごく大事なのではないかと思います。いろいろ各事業所あると思うのですが、それぞれになっているところ、よそを学び合ったり、また、課題を共有したりというところで、やはり違った視点も見えてくるのかなと。そしてまた、ぜひ質の向上につながっていただけたらなと思いました。その点では、高齢者の分野でも、品川は、いろいろなところから社会福祉法人が入られて、すごく広がったと思うのですが、そういうところでの交流はあるのかお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、従来からの5法人につきましては、交流会というか、担当者会議、事業所会議みたいなものを継続してやっております。それから、新しく入ってきたところについては、自主的に情報交換をしているというのを施設訪問等したときに聞いております。あと、新しく入った法人につきましても、定例の事業所連絡会ということで加入していただいて、意見交換、情報交換を2カ月に1回開催しております。

#### ○鈴木（ひ）委員

介護のやり方というか、そういうのもそれぞれの法人によって随分違うのではないかという思いがあ

るのですけれども、例えば、お風呂の入れ方にしても、一斉に入れるところもあれば、個浴だったりとかそういうところもありますし、あと、今回ご報告いただいた中でも、例えば、認知症のデイサービス、すごく多くのところが利用率が下がっているのかなという思いで見ただけなのですが、そういうところで、認知症対応の経験豊かな法人もあるのではないかという思いがしたのですけれども、さまざま法人の経験を学び合うみたいなことは意識的にされているのかどうか、その辺もあわせてお聞かせいただけたらと思います。

それで、この認知症のデイのところ利用率が低い、課長からも、10人の定員のところは2名下がると下がってしまうとありましたが、それは1日ということなので、多分、毎日来ている人ばかりではないので、これだけ減るといえることになると、実際は2名よりももっと減っているのかなと思うのです。そういうことと言えば、認知症に対しての取り組みをどう強めていくかみたいなのはあるのかという思いがしているのですけれども、その辺のところでは、この認知症カフェも、されているところと、されていないところがあったり、それから、地域包括のほうでも認知症対応にかなり力を入れてやるよというの出されているのではないかと思うのですけれども、認知症のデイサービスの利用率がこれだけ少ないことを区としてどう捉えているのか。これはもっと需要を掘り起こしていけば上げることができるという捉え方なのか。今後どういう取り組みを考えられているのかもあわせてお聞かせいただけたらと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

ただいまのご指摘のとおりで、あと、先ほども説明の中で触れたとおりですが、認知症デイの利用が少ないのは数字として出てきているもので、原因の1つはパイの問題で、数字の変動幅が大きいというのはもちろん考えられるのですけれども、実は先々月、認知症デイを実際にやっている担当者を集めまして、認知症デイの取り組みについての課題抽出ということで、実際に会議を持ちました。私ももちろん参加いたしました。第1回目ということで、例年認知症の検討会というのをやっているのですけれども、今年最初のテーマとして、認知症デイの利用率が非常に低いのはどこの法人さんも一様に言っていますので、その辺をテーマにして開催したところでございます。

その中で出た話としましては、もちろん数字のことは言ってもどうにもならないということもありますので、実際の取り組みについて、例えば、専門にやっている小山倶楽部等の実践のご意見をいただいたりということもあります。あと実際には医療関係の方にも入っていただいたりも含めて、どういうアプローチが必要かというあたりから掘り下げました。まだ1回目なので、今後、第2回、第3回を予定しているのですけれども、1つは、まず、認知症デイと一般デイの違いをより明確にして、わかりやすくPRしていくことが必要であろうというのが、まず第1回目の大きな意見としてはまとまりました。要するに、一般の方の通常の反応は現場側でよくわかっているのですけれども、認知症デイと一般デイがあったときに、認知症の症状は多少あってもどうしても一般デイに行ってしまうという傾向があるのです。1つにはやはりサービス単価の問題もあろうかと思ひますし、単純計算で、単価で割ると4分の3くらいの金額で、3対4ぐらいの単価比率がありますので、当然、同じ金額でサービスをいっぱい受けようと思えば、一般デイのほうがたくさん行けるといふ1つの考え方です。

それからもう一つ、ご家族の方がよく言うのは、自分の親が認知状態があるので連れていったのだけれども、実際に重度の方もいらっしゃるのです。そこまではまだ大丈夫だろうと、一般デイを希望されるということが実際に起きているということなのです。その場合、もちろん、お気持ちも単価のこともわかるのですけれども、法人としては、そうではなくて、最初の段階から認知症デイの特別なプログラムを

受けたほうが症状の悪化も防げますよ、というPRが不足しているのではないかとこのところを強調していきたいと。

それからあともう一点の認知症カフェ、地域包括につきましては、品川区のほうでも、認知症カフェを始めていただいている団体への補助を今年から始めておりますし、認知症カフェの取り組みは広げていきたいということで、区としても力を入れてございます。この辺を含めまして、第2回以降の認知症に関する検討会の中で掘り下げていければなと思っています。

#### ○鈴木（ひ）委員

わかりました。あともう一つ、27ページなのですけれども、八潮南認知症グループホームで、転倒事故が47件発生したということで、筋力低下が要因だと書かれており、ほかでも事故の件数が増えてきているとあるのですけれども、47件はかなり多いように思うのです。これは筋力低下だけということでは捉えていいのかお聞かせください。

また続いてほかのところなのですけれども、全体のところで、管理委託料の計算の仕方、どういうことでこの額になっているのかという仕組みなのですけれども、要綱とかそういうのがあるのか、どういうふうにしてこの額が出てくるのか。そして、もし全くの民間だったら、これがないまま介護報酬だけでやるのか、その辺もお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず1点目の転倒事故でございます。先ほども少し説明で触れたのですけれども、認知症の方の施設ということで、認知症状が出た方、実際に、身体機能がある程度しっかりしている方は、認知症があっても要介護度があまり重く出ない傾向があります。ということなので、逆に言うと、認知症状が出ている方が認知症の施設をお使いになることが多いですから、体的には比較的元気な方が多いというのが一般的なイメージで実際にもそうなのです。ただ中にはそうではない、多少体の機能が弱った方、それから、加齢とともに弱っている方がいまして、そういった部分については、実際に転倒事故等が少なからず起きているということで、確かにこの47という数字は少ないとは思いませんけれども、こうしたことが実際にどの施設でも起きています。

そうは言いましても、ユニットということもありまして、24時間・365日監視しているわけではなくて、生活もプライバシーもありますので、例えば、居室の中にいるときとか、どうしても目を離さなければならない時間があると思うのです。もちろん、頻度が高い方については、それ相応の対応はどの施設もやっておりますけれども、そういったことがつかめるまでの間に転倒事故が起きてしまっている、これが現実には起きていることなので、その辺は施設のほうも個々にあわせた取り組みを実際やっていますし、これからも強化していきます。

それから、委託料につきましては、一番最後に委員おっしゃっていたとおりで、純民間であれば、その辺の費用も含めて経営の中でやっていくということでございます。したがって、施設管理にかかる部分等が委託料の中に含まれていて、それでやっております。

#### ○中山障害者福祉課長

私からは、障害者福祉施設の管理委託料の考え方についてご説明いたします。基本的には障害者のほうも支援費が入りますので、その収入を基本とはしているところです。ただ、それ以外にも区からの委託事業というのがございます。例えば、児童学園であれば、発達相談のところはどこからも歳入が入らないので、当然その人件費・運営費は区が持つことになりまして、心身障害者福祉会館でも、地域活動支援センターですとか相談支援センターを持っていますので、そういったところの委託料は報酬外の



ところで区がみえています。そのほか人員配置を厚くしているところがございます。そのために、管理委託料の中にその辺も含めてお渡しをしているところです。

一方、民間がどうなのかですが、障害者の施設について言えば、日中活動の場については、東京都のほうの日中活動補助金というのを出しておりまして、民間の施設、民間と言いましても株式会社を除く民間となっているのですけれども、一定の割合で、人数であったり、あるいは第三者評価を受審しているかどうか、そういった幾つかの指標があるのですけれども、その指標をもとに民間に対して区を通じて10分の10の補助金が出てございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。高齢者施設のほうも管理委託料の計算の仕方、どういう基準で出ているのかということでは、要綱とかあるわけではないですか、その辺の仕組みを教えてくださいと思います。

それと、特養ホームの介護報酬は平成27年度からかなり下がっていると思うのですけれども、それによる影響がどうなのか。そしてまた、来年度、介護報酬の見直しになっていくと思うのですけれども、また引き下げられてしまったら、すごく大変な状況が現場の中で出てくるのではないかとと思うのですけれども、区として介護報酬が下げられた現場の実態をどう捉えて、また、そういう点では、区から介護報酬について声を上げていくことはないのかも、介護報酬の影響とあわせてお聞かせいただけたらと思います。

それともう一つ、ここの中で、職員の質の向上・人材の確保は毎回このモニタリングの中でも出てくるところで、今回もそういうふうなところが出てきていますけれども、そういう点では、研修なども、ゆとりがなくてなかなかできないということもあるのではないかと思うのですけれども、職員の質の向上・人材確保のところ、賃金の状況についても、区としてはつかんでいると思うのですけれども、そのところでは、基本的に平成27年と平成28年は変わらないと考えるのか、職員の待遇の部分についてもお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、平成27年度の報酬の改定につきましては、報酬の単価の引き下げとお話ありましたけれども、考え方としては、サービスの内容に合った報酬の決定と理解しているので、もちろん、報酬が上があれば逆に利用者の負担が増えるという構図になっていますから、これはサービスに見合った報酬を国のほうが設定して、それを受けて介護サービスをやっているという点につきましては、特段変わるものではないです。来年度についてはまだ示されておりませんので、今後の計画の中でやっていくのですけれども、示された報酬に沿って組んでいくところは従来と変わるものではありません。したがって、国に対して声を上げていくことについては、現時点では特に考えてございません。

それと、賃金ということがありましたけれども、全ての法人にこと細かに全てを聞いたわけではないのですが、報酬改定等も含めた法人とのヒアリングの中で、制度改正については法人側の運営の努力として当然取り組んでいくべきだという認識は持たれていると確認していますし、区のほうでも必要に応じて支援できるところはしていくということです。基本的には一律のやり方でやっているのですけれども、例えば、複合施設である場合には、大規模の加算をつけたりですとか、単独とはまた異なる経費の発生等も出てきますので、そういったものも区としてはやっているところでございます。

それと、先ほど要綱等というお話ありましたけれども、要綱ではなく協定でやっているということでございます。

それから、質の向上・人材確保につきましても、区のほうも各法人向けにさまざまな支援を行って

るところでございますし、今後もそれは継続して行っていくと思います。意見交換等も含めて、こういったところの人材確保の補強を区のほうに支援してもらいたいのか意見も聞きながら進めているところでございます。

賃金、平成27年、平成28年につきましては、これは法人ごとに全く違いますので、我々のほうでそれがどうこうというのはないのですけれども、幾つか聞き取った法人によると、いわゆる通常の企業・法人と同様に、年々給料の上昇率は一定程度あると直接聞いております。

#### ○鈴木（ひ）委員

管理委託料は、各法人との協定の中でどういうふうに計算して、幾ら委託料を出すよという協定になっているという意味でしょうか、その点、1点お願いします。それぞれのところで委託料はかなり違うので、どういう基準でこの委託料が決まってくるのかという、協定というのがそうなのかと、その協定中の委託料の計算の仕方が、何を基準にしてどういうふうに決まってくるのかを、わかる範囲で教えていただきたいのが1点です。

それと、賃金についてなのですけれども、民間との差がずっと言われ続けているわけです。介護の現場での賃金、民間より10万円ぐらい低いと言われて、処遇改善加算とかいろいろ面倒な計算をして出すと、それが加算されるよということで、それが本人の賃金として必ず行く仕組みなども含めて改善していくという方向が出されたと思うのですけれども、その中で賃金がどう変わったのかというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それともう一つ、離職率が各法人によっても多分違うと思うのですが、品川全体のこの区立の介護の現場で働く方々の離職率がどうなっているのかについてもお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、協定の件ですけれども、基本的には介護保険、介護報酬の中でやっている大前提がある上で、指定管理者ですので、施設管理等々の業務を委託でお願いしています。ですから、施設の維持管理にかかわる部分について、例えば、わかりやすいのは工事費用が発生した、こういったものにつきましては、その内容によって毎年の査定も含めて決めていくものでございます。

それから、お話の中に出た処遇改善加算につきましては、制度として処遇改善加算が導入されておまして、それは各施設のほうできちんとした対応をして、各職員として給料として還元されるような対応をとっているところでございます。その辺も含めて、各職員が適正な給料でその仕事をやっていくことについて、ある意味同意をしてきちんと仕事をしていると法人は理解していると聞いてございます。

それから、離職率ですけれども、まず、国の調査がございまして、平成27年10月からの1年間の全国の介護職員の離職率が出ておまして、16.7%と発表されております。前年度よりも0.2ポイント悪化したという報告を聞いてございます。それに対して品川の5法人ですけれども、平成28年度の離職率は14.8%でございます。国の数字よりはいい数字を出していますけれども、前年度と比べると約2.7ポイント程度悪化しています。これにつきましては、区内5法人の平均ということで、法人によっては1桁台のところもまだまだありますので、この辺はどういった取り組みをしているのかも、先ほど言いました法人の連絡会等で情報共有をしながら、人材確保・定着に努めているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

管理委託料の、工事費、施設の改修とかいうのはもちろん出るのはわかるのですけれども、運営に対しても多分出ていると思うのですが、そこら辺の考え方がわかったら教えてください。

それと、離職率は、14.8%になってしまった、2.7%も上がったというのは、区としてはどう捉えているのでしょうか。多分、去年は12.1%だったわけですね。でも、その前の年はたしか10%ぐらいだったと思うのです。どんどん離職率が上がってきているのは問題なのではないかと思うのです。働き続けるのが困難な状況があるのではないかと思うのですけれども、そういう点で言えば、処遇の改善なども含めてどうなっているのかというあたり、離職率が2.7%も上がってしまったことに対して区としてどう捉えているかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、賃金については、個々に法人で処遇改善加算などもとりながらやっていると思うのですけれども、そういう中で平均賃金と本当に格差があることが問題になっている中で、それが縮まったのか、年間で言えば幾らぐらい上がったか。多分、基本給というよりは、手当で上げられているのではないかとされていますけれども、そういうことだったとしても、1カ月どれぐらい上がって、どれぐらい一般の賃金と格差が縮まったというのが、区として区内の法人の中でつかんでいたらお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、離職率につきましては、区としても年々数字が悪化していることについては、これは大変問題であるという認識を持っております。そのために、人材確保とか定着に関する支援の事業を予算化して継続してやっているところでございます。具体的には、遠隔地からの人材確保に係る経費等の支援、それから、例えばですけれども、導入2年目のモデルケースですが、介護ロボット等を入れた職員の負担軽減の事業であるとか、それから、そもそも職員が介護をする家族を抱えている場合のレスパイトに係る事業、こういったものを、さまざま法人からの意見も聞きながら事業として取り入れてやっているところでございます。

賃金につきましては、一般のというか、そういう表現でなかなか比較が、何を比較して高いのか・安いのかというのは、申しわけありませんが申し上げられる部分ではありません。数字としてつかんでいるのは、たしか昨年度の数字だったと思うのですけれども、施設長を除く介護職員の給料が平均で月給21万円台だったと聞いております。細かい数字は今手元にないのでございますけれども、そのように記憶しております。そういった数字をもとに幾つかの法人の人事の方ともお話をした経緯もございます。その辺は当然認識を持った上でやっている、当然この仕事に働きがいを持ってやっていると言っております。一般論なので全員の意見ではないのですけれども、実際にその介護職員の働きがいといった面、やっている方はその辺を強調されるのですが、ご経験のない方、一般論としては、いわゆる人との接触の多い、人的ストレスのある仕事で大変だという部分が先行して、なかなか就職に至らないケースがあるのではないかという分析も1つあると、これは直接の法人からの声として聞いております。その辺は、またその仕事の魅力等も含めてPRしていくというところでやっていくものでございます。

それから、委託料ですけれども、まず、先ほどの工事費等を抜かして大きく2つありまして、いわゆる総価的な部分、毎年かかる一定的な部分に関しましては、前年度の管理委託の金額を参考にして次年度の金額を決めていくという、いわゆる実績を見ながら必要な経費について協定の中で決めていくところでございます。

あともう一つは、個別にかかってくる経費として単価分というのがございます。これについては、加算等で負担化しておりまして、例えば、送迎とか配食サービスの実施とか、そういった個別の事業について加算をして給付金額を決めていくといった内容でございます。

#### ○石田（秀）委員長

鈴木委員に申し上げますけれども、今の話などは、介護職員の慢性的な人員不足というのはこういう理

由があるのではないかと、資料に書いてあることから入ったほうが皆さんわかりやすいと思うので、ぜひそういうところを気にして質問していただければありがたいです。

#### ○鈴木（ひ）委員

4ページなのですが、4番の組織管理体制および業務の適正執行の視点というところで、介護福祉士の資格取得職員の配置が多く、質の高いサービスを提供できるとあります。質の高いサービスだと本当にやりがいにもなってくると思うのです。杜松ホームなどもそういうふうに書かれていたと思うのですが、質の高い、また、資格のきちんとした人の配置に向けた支援も必要かと思うのですが、この介護福祉士の資格取得の支援は区としてはあるのか1点お聞かせください。

それともう一つ、ショートステイの利用が下がってきていると思ったのですが、ショートステイの全体の需要は区としてはどうなっているかについてお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、介護福祉士の資格所得等、資格につきましては、これは介護福祉専門学校と連携して、それぞれの講座等もやっているということで、資格取得については継続して支援を行っているところでございます。

それから、2つ目のショートステイですが、幾つかに分かれると思うのですが、まずショートステイについて、実際の現場サイドでよく聞く声は、緊急ショートなど、今日何とかならないかみたいな緊急ケースの問い合わせがどうしても多いので、この場合の対応が1つ必要だということがあります。それは先ほどのモニタリングシートの中にも書いてあったのですが、緊急ショートの利用が多くて、いわゆるセーフティーネットに貢献したというコメントがあったとおりで、まず、そういうところが1つだと思います。

それから、実際ショートステイがふさがっていて利用できなかったという声、今の段階では私のほうは特にそういった認識は持っていません。

数字として非常に低い数字があらわれている後半の地域密着型多機能ホームのショートステイの数字は、かなり低い数字がたくさん書いてあったと思うのですが、これは、地域密着型の小規模多機能のまさに特質でありまして、登録者のみを使うことになっておりますので、必ずしもこのショートの利用が多い方がいいというわけではなく、むしろこのショートがないことが、デイとヘルプで対応ができていく数値なので、この数字が高い・低いについてはあまり問題ないという認識を持っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

最後に、私はやはり離職率がこんなにどんどん上がってしまうのは、介護の現場の大変さを実態としてあらわしている数字ではないかと思うのです。そういう点では、先ほど、特養ホームは介護報酬はそこにあわせた報酬で問題ないということでしたけれども、現場の実態を一番よく知っているのが地方自治体の区なので、今度の介護報酬では、引き下げないようにという声はぜひ区のほうからも上げていただきたい。

それから、先ほどの賃金にしても、21万円台というのは、やはり10万円くらい差があるという数字になると思うのです。そういう点では、この離職率の高さにどんどん繋がってきてしまうというのが、介護の現場の実態なのではないかと思っておりますので、処遇改善・加算と毎回言っているのですが、介護報酬とは別に出されたときがありました。そういうところもぜひ区のほうからも求めていただきたいということで、要望で終わります。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに何かありますか。

#### ○鈴木（真）委員

簡単に2点だけお聞きします。19ページの三徳会の荏原特別養護老人ホームですけれども、ここだけ特別に入所者の平均年齢が89歳ということだったのですけれども、全体的にこの辺の流れ、ほかの施設が特別に書いていないのか、ここだけなのか、その辺の感覚をまず。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

ご指摘のとおりここにしか書いていないのですけれども、ほかの施設については実際には上がっているという認識でございます。原因は分析していないのですけれども、ここの施設が結果的に下がったので、こういう記載があったと認識しております。全体的には施設の年齢的には上昇傾向にあると捉えています。

#### ○鈴木（真）委員

何でここだけと非常に気になったのでお聞きしました。

それからもう一つだけ、57ページ、品川児童学園です。きのう少しお話が出たと思ったのですけれども、原因の分析のところに、肢体不自由児への対応や保育園等との併用利用というのが出てきて、昨日もたしか出ていたので、この辺もう一回教えてください。

#### ○中山障害者福祉課長

こちらの保育園等との併用利用という表現なのですが、現在、児童学園は、幼稚園型タイプの通園という形で通っていただいています。コンパスは少し違うのですが、通園について言うと、ほかの幼稚園あるいは保育園に通っている方がご利用できない状況になっております。一方で、親御さんが働く方が増えていて、保育園を利用しながら本来であれば療育が必要なお子さんもいらっしゃいます。現在、児童学園がそういうシステムがとれていないために、ちびっこタイムのほうをご案内して、ちびっこタイムが保育園などに送迎をして、そちらで療育を行っている状況です。ただ、今後の需要を見ますと、通園タイプで通ってくるだけではなく、よそに所属を持ちながら、やはり療育が必要だということで、例えば週2日の療育を受けられる、そういう機会を確保していく必要がある、このような保育園等との併用利用を実施していけるようなプログラム・クラス編成の見直しをしていく必要があるということで、事業者とも共通の認識を持っているところでございます。

#### ○鈴木（真）委員

児童学園これから変わっていく中で、福栄会がこういうコメントを出していること、グローが今後はやっていく、その辺の引き継ぎ関係は十分とれているのか。場所としても、あの場所ではできないですよ、その辺はどう考えているのか教えてください。

#### ○中山障害者福祉課長

実は今年度から既にフリーユニティーの中のゆうゆうという法人が児童学園のほうは運営をしております。昨年度1年間かけて、仮移転への引っ越しがあり、また、その引っ越しが終わった後の1年間は、福栄会とゆうゆうで引き継ぎの作業をこの間やってきました。今までも保育園と併用利用ができるような仕組みがとれないかというのは課題として持っておりましたので、福栄会のほうでもそうしたプログラムをどうしていったらいいかという話もゆうゆうに引き継ぎながら、ただ実際には、あの場所も限られた仮移転施設ということになってきますので、平成31年度に新しい施設に移ったときに速やかにそういったことができるよう、現在、運営事業者とクラス編成の持ち方について話を進めているところでございます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

## ○浅野委員

10ページですけれども、この中で業務の適正執行の視点と真ん中ほどにあるのですが、東京都環境局の省エネ診断に基づいて、地下の機械室等の電力を見直すことで、昨年度比で500万円の光熱水費を削減したとあるのですが、これは、職員の方々の負担はあったのかどうかを1つ教えていただきたい。

このような施設、機械室などを持っているところで、同じような形で費用削減ができるようなところがあるのかどうか。そしてもう一つ、今回のこの省エネ診断については、どこが発案というのでしょうか、きっかけとして行うことにしたのかを教えてください。

## ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、この施設が特徴としましては複合施設になっているということで、この施設のほうが自分のところで自主的に積極的にこの診断を受けたと聞いてございます。まず、職員の負担があったかに関しては、基本的にはないです。職員にその分しわ寄せが行ったかとか、例えば、節減するために何か大変な苦勞をしたかという、そういうことではなくて、この診断を積極的に受けて、その内容に沿って、実はこれ機械室の中央監視設備を入れかえるぐらいのことをしないと省エネにつながらないという診断を受けたということで、イニシャルコストはかかったのですけれども、機械そのものを交換する作業をその判断に基づいてやっただけです。そういう取り組みをしたことによって、ランニングコストが500万円、実際7,500万円程度のものが7,000万円ぐらいに下がったということ、改善点として上げたという内容でございます。したがって、大きな施設であればこのレベルの機械室はあると思いますけれども、施設規模によって違ってくると思います。

## ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

## ○石田（ち）副委員長

先ほど事故についての質問があり、ほかにも事故防止の研修会を開いている特養ホームなどでも多くあるなと思いました。事故が起きてしまう、そこを防ぎたいということで、研修とか防止対策に努めていると思うのですが、先ほどは、24時間ずっとは、目が離れる時間もあるのではということでしたが、人員配置の基準を満たしているけれども、それ以上が難しいという文章もあったので、なかなか人員が、人の目が入らないところも問題になって事故になることもあるのかなと感じたのですけれども。人の目が入らない時間もあるけれども、本当は人の目があるべきときになかなかそこに人員がいないという状況もあるのか、そういう事故も起きているのかお聞かせください。

それが人材確保につながってくるのですけれども、25ページで、働いている方が、利用者の生活を支えているという実感が薄いためとか、すごく正直に書かれているなと思ったのですけれども、言い方がいいのかわかりませんが人材確保がなかなか進まないために介護職につく心構えがない職員も来てしまう、そういう状況もあるのかなと思うのですが。ここ以外にも、以前はよく、就職難で、それと相まって介護職ならつけるということで、あまり経験もないのにそこに行って、実際本当に大変だったからすぐやめてしまったというような周りの意見も聞きました。働く人の質の向上は本当に利用者にも大きく影響することなので、大変なところだと思っているのです。

先ほど、法人の意見を聞きながら人材確保をしていきたいということで賃金アップということもあったのですが、それ以上に区として人材確保の支援を進めていく体制は今後どうされていくのかなというのを伺いたいと思います。

## ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、どの施設についても人員配置基準というのがありまして、当然これを満たしているのが大前提であります。その上で、例えば、処遇しなければいけないときに、その手・目がなかったということはあり得ませんし、あつてはいけないことだと思っていますので、そういうことで事故が起きることはないと考えております。実際にそういう事例は聞いておりません。ただ、先ほど言いましたように、どうしても24時間べったりついているわけではないので、どうしてもお1人の時間、むしろこれはプライバシーの関係でなければいけないですから、例えばこの間に転倒が起きてしまったということで、そういう場合については、その方の特性をきちんと見きわめて再発が起きないように手厚くするとか、こういうことは実際にやっているところでございます。

それから、心構えにつきましては、実際に働いてみて想像と違っていたというのは、これは何も介護の職場に限ったことではなくて、全ての職種についてある一定程度は起こり得ることだと思っています。それは、施設の中でいい雰囲気をつくったりとか、事前の研修も含めてやっているところなので、今後も各法人の努力で徹底的やっていくべきだろうと考えております。

それから、経験のない職員という話もありましたけれども、経験のない職員の方を法人の経営方針にあわせて1から研修をしていくというやり方が効果的だと捉えている法人もいますので、これは経験者をとる、全くの新しい方をとる、これは施設・法人の考え方によることだと思います。区として、先ほど法人の意見も聞きながらと言いましたけれども、当然区のほうからこういった支援が必要だろうということは発案します。それが法人のご希望に合っているのかどうか、予算化してもなかなか実績が出ないのはいらないので、こういったことを考えているのだけれども、例えばこれについてはどうかという意見交換をしているという意味でありまして、区としても積極的にいろいろな発案をしているところでございます。

#### ○石田（ち）副委員長

事故のところは、人の目が足りなくてそういう事故が起こるのはあつてはいけないのですけれども、それでも起きてしまう状況もあるのではないかと思います。そういったところから人材確保にもつながっていかざるを得ないのですけれども、介護職の質の向上は、各法人の努力ということだったのですけれども、やはり確保していきたい、そして、質も上げていきたい。先ほどからもいろいろ議論ありますけれども、介護の現場は大変だし、そして、賃金も本当に低いところでは、これがなかなか難しい実態・状況が物理的にあると思うのです。そういうところでも、区としては、先ほどありましたけれども、報酬を引き下げないとか、人材確保のための賃金アップを国に求めるとか、介護の改悪をストップさせるとか、そういった立場に立っていただきたいと思います。これは要望です。

それから、57ページの児童学園のところ、利用率が平成28年度は、こみゆにていぶらぎ八潮の移転に伴うということで、若干低く下がっているところですが、ここで児童発達支援および保育所等訪問支援の実施とあるのですけれども、保育所等訪問支援は、きのうも陳情でありましたけれども、実績としては0件、1件だと。そうすると、児童発達支援ほぼその利用率になるのでしょうか。

#### ○中山障害者福祉課長

すみません、ご説明が足りませんでした。児童発達支援のうち通園の部分の利用率になっております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

1点だけ私が質問させていただきます。

先ほどの話の中で、31ページから小規模の泊まりの話をしたいと思います。先ほど来これは制度上、

包括補助金だから、登録者で泊まりが少ない、パーセントの話が今出ましたけれども、包括補助金だから制度上しょうがないというのはすごくわかります。けれども、現実には、運営上、よく言われているのは、要介護が2.6以上で20人以上ぐらいでないと言っているけれども、実際は結構軽い人が多いからそこまで行っていないというのは多分よくご存じだと思うのです。そうなったときに、何度もよく言いますが、品川区もそんなに土地があって、建物もたくさんあるわけではないのだから、それでこれだけ泊まりの部分があいているのであれば、緊急ショートとか、今制度は変えられないですけれども、これは行政側から言って、制度上全額自費負担でもいいから緊急ショートをそこへ入れてくださいというのを許可してあげることで、その事業者もやはり少しは運営上もよくなってくると思うのです。だから、そういう制度設計を逆に例えば関係機関に言って、包括補助金だけれども、区としては今ある財産の中でこういう状況なのだから、利用率も含めて、その辺のところは許してくれとか、こういうことをやっても可能ではないかという提案をして、その辺を可能にしていくことは、私はありだと思います。制度上しょうがないのはわかっているけれども、今の話でそういう状況でこんな十何%というのであれば、それで緊急ショートなり何なりで対応を図っていくことができるのであれば、ここだけではなくても、ほかにも小規模多機能をやっているところはあるわけですから、苦しんでいるのは多分ご存じだと思います。だから、そういうことも含めて制度設計をただし書きでも何でもいいたければ、許可してもらおうような話は、関係機関に話しているのかとか、そういう状況だけを教えてほしいです。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

先ほど、この小規模のショートの数字が低い理由を申し上げたのですが、言葉足らずな部分もあると思うのですけれども、数字的に低い部分についてはこういう仕組みなのだとし申し上げたつもりでおりまして、それで、施設のほうも、管理者と直接お話をした中で、このショートが低い部分についてはデイとヘルプできちんと対応できているからこの数字が低いのですという説明を受けたということ、まず、事実として申し上げたところです。今の委員長のご指摘のとおり、そうは言いますが、これだけ限られた資源の中で実際にショートに使えるベッドがあいている事実がある、これも逆に言うとその数字から見るところでございます。今現在何かそういうことを意見として言っているのかどうかにつきましては、申しわけありませんが、まだ状況の把握にとどまっておりますので、特に声を上げているとか何か対策を練っているものではないのですけれども、こういった使える資源が実際には使われずにいるという部分につきましては、今ご指摘を踏まえて十分認識しておりますので、今後の検討課題といたします。何か有効な方法も含めて、国の動向も含めて見ていながら考えていきたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時18分休憩

○午後1時20分再開

#### ○石田（秀）委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

(3) 平成30年度分「高齢者住宅（建設型・借上型の単身用）」および「区立大井林町高齢者住宅（単身用・2人用）」の入居待機者の募集について



## ○石田（秀）委員長

次に、(3)平成30年度分「高齢者住宅（建設型・借上型の単身用）」および「区立大井林町高齢者住宅（単身用・2人用）」の入居待機者の募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○松山高齢者地域支援課長

それでは、私から平成30年度分「高齢者住宅（建設型・借上型の単身用）」および「区立大井林町高齢者住宅（単身用・2人用）」の入居待機者の募集についてご報告いたします。

こちらの資料は、1枚目のA4判の両面つづりで、表面が高齢者住宅、裏面が大井林町高齢者住宅の内容でございます。また、それぞれの募集案内といたしまして、資料1が高齢者住宅、資料2が大井林町高齢者住宅のご案内でございます。この2つのタイプの住宅を同時に申し込みすることはできません。

1枚目にお戻りいただきまして、まず、高齢者住宅、建設型3棟と借上型7棟の単身用の住宅、合計219戸ございます。現在全て入居されているか入居者が決定しているところでございます。こちら平成30年4月から平成31年3月までの間に空き室が生じた場合に、あらかじめ登録していただいた中から審査会で緊急度や困窮度に応じた順位を決定いたしまして、順位の高い方から入居していただくための募集を行うものでございます。

受付期間ですが、11月24日から12月4日まで。受付場所は区役所の第2庁舎6階261会議室で、時間は午前9時から午後5時まで行います。募集内容の補欠登録者でございますが、これまでの空き室状況の実績から60人程度を予定してございます。

応募資格につきましては、①から⑤までの全ての項目に該当する方ということで、まず①が65歳以上のひとり暮らしの方、②が立ち退き要求を受けているか、保安上、保健衛生上劣悪な住宅にお住まいの方。③が品川区に引き続き2年以上お住まいの方。④が独立して日常生活を営め自炊が可能な方。⑤が借り主が申請者本人である賃貸住宅に住んでいる方でございます。

応募方法につきましては、申請書・申告書に必要事項をご記入いただきまして、現在の賃貸借契約書の写し、立ち退きの場合は立ち退きの確認書等をご用意していただきまして、ご本人の意思を確認するため、必ずご本人にお持ちいただきたいと思っております。

最後に周知方法でございますけれども、11月1日号の広報「しながわ」、統合ポスター、それから区のホームページに掲載いたします。また、募集案内は、高齢者地域支援課、各地域センター、シルバーセンター、ゆうゆうプラザ等で配付いたします。また、募集する高齢者住宅の名称につきましては、添付してございます資料1の見開きの左側のページに募集する高齢者住宅の一覧を載せてございます。また、資料1の見開きの右側の上には間取り図を例を載せてございます。各住宅によって間取りがかなり違いますので、一例ということで載せてございます。

また、その下のところ、申請から入居までの流れでございますが、11月24日から12月4日までに申請をいただきまして、この後12月から1月中旬までに実態調査をいたします。1月下旬に審査会を開きまして入居登録者の順位を決定し、申請された方には2月中旬ごろ結果通知を差し上げる予定でございます。その後4月以降に空き室が生じた場合に、順位に従いましてご案内を差し上げる手順になってございます。

次に1枚目のA4資料の裏面をご覧ください。区立大井林町高齢者住宅（単身用・2人用）の募集でございます。単身用は78戸、2人用は12戸、合わせて90戸でございますけれども、こちらは12月に行う公開抽選会により登録順位を決定いたしまして、平成30年4月から平成32年3月末までの

間に空き室が生じた場合に、順位の高い方から順次入居していただくことになっております。受付期間、受付時間は高齢者住宅と同じですが、受付場所につきましては、区役所の261会議室に加えて、大井林町高齢者住宅でも行う予定でございます。

募集内容の補欠登録者でございますが、単身用が20人、2人用は10組を予定してございます。応募資格につきましては、①から⑨までの全てに該当する方でございます。

応募方法は高齢者住宅と同様でございます。周知方法は、高齢者住宅に加えまして、大井林町高齢者住宅、同住宅の指定管理者であります社会福祉法人さくら会でも行います。

資料2の大井林町高齢者住宅のご案内をご覧ください。こちら開いていただきまして、見開きの右側には利用料金を載せてございます。入居時には使用料の3カ月分の敷金がかかります。また、使用料のほか生活支援サービス費等が必要になってございます。その下の(3)使用料の助成でございますが、区では前年の所得に応じまして2万5,600円を限度に助成を行ってございます。その下には間取り図を載せてございます。

#### ○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木(ひ)委員

始めの高齢者住宅のほうですけれども、平成28年度の申請者と入居者数を教えてください。

それから、順位をつけて登録者を1番から何番とやっていくと思うのですけれども、その順位をつけるに当たって明確な点数になっているのかを教えてくださいなのですが、特養ホームだと、自分の点数が要介護度と年齢で計算するとわかる点数表が公開になっていますけれども、そういう点数表があって、高い順番から順位が決めるのか。その点数表の中身についても教えてください。

もう一つは、5番のところの応募資格なのですけれども、保安上、保健衛生上劣悪なところですから、保安上の中には、例えば、築50年とか60年とかで地震が来たらつぶれそうというところも入るのかについてもお聞かせください。

#### ○松山高齢者地域支援課長

3点ご質問いただきました。1点目、平成28年度の申請者数ですが、59人でございます。そのうち入居した方が平成28年度は27名になっております。

それから、審査会の件数でございますけれども、こちらは基準に基づきまして点数化はされています。ただ、点数では判断できないご本人の生活状況等もございますので、そちらも加味しながら行っているものでございます。

それから3点目、保安上劣悪というに築年数が考慮されるのかというご質問でしたけれども、当然、築年数あるいは壁などにかかり傷みがあるですとか、そういったものも考慮の対象になっております。

#### ○鈴木(ひ)委員

わかりました。平成28年度に向けたというのはその前の年ですよね。ちなみに、平成29年度の申込者は何人いたのか教えてください。あと大井林町のほうなのですけれども、補欠登録者は単身が20人と2人用が10組ということなののですけれども、このところでは1年間で何人ぐらい入れたのかを教えてください。

それともう一つ、大井林町高齢者住宅のほうは使用料の助成がありますけれども、単身用だと2万5,600円までの、収入にあわせてこの金額がありますけれども、丸々2万5,600円の助成が出

ている方は何人ぐらいとか、何%でもいいのですけれども、どれぐらいあるのかについてもお聞かせください。

#### ○松山高齢者地域支援課長

失礼いたしました。先ほど申し上げたのが前年度の数字になります。その前でしたら、平成27年度が申請者が66人、入居者が19人になっております。

それから2点目ですけれども、大井林町の入居人数ですけれども、平成28年度は9名の方が入居されております。先ほどの使用料の助成ですけれども、全額、要は上限まで助成を受けている方がどれくらいいるのかというご質問だと思いますが、ほとんどの方が対象になっているかと思えます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（秀）委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (4) 後期高齢者医療制度保険料について

#### ○石田（秀）委員長

次に、(4)後期高齢者医療制度保険料についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○三ツ橋国保医療年金課長

後期高齢者医療制度保険料についてご報告いたします。このたび平成30・31年度の保険料の検討案が広域連合より示されました。資料をご覧ください。左上の特別対策等なしで算定した場合は、1人当たり平均保険料が10万9,184円となり、前回と比較し1万3,692円増加する見込みでございます。一方、右上の特別対策等を継続する場合は、1人当たり平均保険料は10万3,046円となり、前回と比較し7,554円増加する見込みでございます。

特別対策はご覧の4項目あり、所得割額独自軽減の約4億円を含めると合計で約219億円となっております。左の中ほどをご覧ください。保険料率算定時の設定条件は7項目あり、被保険者数が国の人口推計を、被保険者の所得は平成29年6月の確定賦課時点をもとにしております。今後想定される保険料率の増減要因は5項目あり、1人当たりの医療給付費の伸びや診療報酬改定、財政安定化基金の活用・剰余金の繰り入れなどが上げられております。

右下の保険料改定スケジュールでございますが、こちらは広域連合の事務局から最終案が出されるのが12月ごろでございます。その後協議会を経て、広域連合の条例改正の準備や、広域連合定例会を開催いたします。

おめくりいただきまして、過去との比較表をご覧ください。右側の藤色の部分が平成30・31年度検討案の表でございます。一番右側が4項目の特別対策等を実施した場合を示しております。

おめくりいただきまして、後期高齢者医療制度の仕組みと保険料率等の概要、こちらは参考資料でございます。1 後期高齢者医療制度の仕組み、2 費用負担の構成、3 保険料の算出方法、4 平成28・29年度保険料率の算出、5 平成28・29年度の保険料率等、また、全国と東京都との比較をお示ししてございます。

最後に、今回の報告は、平成30・31年度の保険料の現段階での検討案でございます。保険料が確

定したときにまた改めてご報告いたします。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

このままでいくと、すごい大幅な値上げになってしまって大変だなという思いです。ただ、これまでも、最終的にはさまざま対策がとられたので、ぜひ、前年度より上げないという方向で頑張っていたきたい、課長のほうでも声を上げていただきたいと思っていますところ。そういう中で、財政安定化基金については、多分このところずっとあまり使われていないのですね、それでずっとたまっているということで、拠出もしていない状況だと思うのですが、今回もそんな状況になっているのか。財政安定化基金は国と東京都と区と3分の1ずつ出すという仕組みなのかなと思うのですが、その財政安定化基金というのは、東京都広域連合で幾らたまっているというのがわかったら教えていただきたいと思います。それはまた今回も拠出しなくて済むような状況なのかを1点。

それから、この平成28・29年度のところを見ると、保険料抑制のため剰余金84億円のほか、財政安定化基金は145億円充当することとしたと書かれているのですが、多分、実際は財政安定化基金は拠出しなくて済んだのかと思うのです。剰余金は84億円、保険料抑制のために、平成28・29年度のときは使われたということで考えていいのでしょうか、それが1点です。

今回も剰余金が出るのか、出るとしたら幾らぐらい出るのかわかったら教えてください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

まず、後期高齢者医療制度保険料を値上がらないように東京都の広域連合全体が国への要望などを出しているところで、品川区としても、広域連合の会合でありますとか、今、検討しているところで、引き続き要望しているところでございます。

また、財政安定化基金でございますが、こちらは現段階のところ、約211億円あると広域連合から聞いております。こちらの財政安定化基金と言いますのは、全体的なものを見ていかないとできませんで、こちらの特別対策等で賄った場合には財政安定化基金を取り崩さなくても大丈夫で、実際に先ほど委員ご指摘の2ページ目の緑の図にもありますが、平成28年度・29年度は0円となっております。

また一方、剰余金に関しましては、現時点で見込むことは困難でございます。と言いますのも、剰余金の考え方でございます。例えば、平成28・29年度の保険料算定におきまして、平成27年の決算が終わらないと剰余金をはっきりしませんので、そちらに関しましては現時点では剰余金を見込むことが困難となっております。また、この剰余金84億円でございますけれども、それが出るのかどうかはこの決算次第となっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

剰余金というのは、これからどんな医療費が、いろいろ、何が爆発的にはやったりするかわからないので、今の時点では何とも言えないのはそのとおりだと思います。だけれども、大きな何事かがなければ剰余金を出ると考えていいのか。そして、平成28・29年度のときには84億円は実際に保険料を抑制するために使われたのかを後でお聞かせください。

あともう一つお聞かせいただきたいのが、そういうことでいくと、それが今までどおり入るとなれば、1万3,692円という形ではなくて、平成28・29年度と均等割・所得割、前期と同じぐらいに入るのであれば、それほど大きく変わらなくて済むと考えていいのか。ぜひ、そういうふうにしていた

だきたいということです。

それともう一つお聞かせいただきたいのが、一番初めのページの2つ目の保険料率算定時の設定条件というのがありますけれども、このところで、国の保険料軽減特例については、現在公表されている見直し内容によったとあるのですけれども、これがどういう中身なのかについてお聞かせください。

### ○三ッ橋国保医療年金課長

まず、剰余金、84億円の部分でございますが、現在のところ、平成28・29年の収支見込みの算定により剰余金を算定していきませんが、一応、平成26・27年度の保険料期間で84億円の剰余金が見込めましたので、現段階では入っているところでございます。

そして次に、こちらの特例対策でございますが、今まだ広域連合がはっきり協議会等でお示ししていませんので、区としてお答えすることは難しいのですけれども、このまま特例対策は引き続き要望はしておりますし、激変緩和ということを見込めば、恐らくこのままではないのかなと推定する限りでございます。やはり低所得者に対するもの等さまさまなものがございまして、特例対策は実施していくものと考えております。

また最後に、国の考え方、所得割額の軽減制度の特例対策、国の対策をご質問だと思います。現在、国は、所得割額に対しまして、平成29年度賦課のもととなる所得金額が58万円までの方に対しましては20%の軽減をしております。それに加えまして、東京都でございますが、東京都広域連合の軽減措置といたしまして15万円までは70%、また、20万円までは45%の軽減措置をしております。国の制度施行時の特例措置については、現在20%でございますが、今後、平成30年度は廃止の見込みとなっております。

### ○鈴木（ひ）委員

国のほうが、平成30年度これが廃止の見込みということなので、こうなると少し大変だなという思いがしています。東京都のこの所得割額の軽減制度というのは、国に上乘せしてやっていると思うのです。これは今年度に入る前に、平成29年度の説明がたしか厚生委員会の中であったと思うのですけれども、その中で、もう既に平成29年度に、平成28年から比べたら、国のほうとしては58万円までのところは50%だったのを20%に引き下げて、結局30%引き下げたということで、東京都もそれにならって年金年収が168万円までの方は100%軽減していたのを70%軽減にし、年収173万円までの方は、75%軽減だったのを45%軽減にということで、もう既に平成29年度で引き下げたわけです。それを今度は国のほうが賦課のもととなる所得金額が58万円までの方の、軽減特例を50%から20%まで引き下げたそれをさらに0にするという方向を出しているということなので、そこが、20%が0になると、東京都の今回の平成28年度から29年度に引き下げたことの方でいくと、賦課のもととなる所得金額が15万円のところは70%からさらに50%に引き下がり、20万円のところ、173万円の年金年収の方は25%に引き下がるという形になるのか。それとも、国が0にするのだからということで東京都までなくしてしまうとか、そういうところまで話し合われているのかどうかを1つお聞かせいただきたい。

もう一つは、社会保険の被扶養者だった方は、後期高齢者になるときに均等割軽減で負担1割になったと思うのですけれども、それが平成29年度から7割軽減で負担が3倍に引き上がることになっていると思うのです。それをさらに今度は平成30年からは本則の5割まで軽減措置を引き下げる、だから、5割負担になると国としても出しています。だから、1割で済んでいたものが5割になってしまうので、5倍になってしまうと思うのですけれども、そういう軽減措置が平成30年度から国のほうでな

くなっていくと、かなりの負担になると思うのですけれども、それが今回の資料に「国の特例の公表されている見直し内容によった」としか書いていないので、東京都は一体どうするのか、その辺の見直しをお聞かせください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

均等割・所得割額、国によったとこちらに書いていますけれども、先ほど私が要望していると申し上げたのですが、その中にも、均等割や、所得割の部分、低所得者の方々に、どの程度軽減するかという部分、このままでいくと、低所得者の方の生活等に非常に影響を与えてしまう可能性があるのですが、与えないよう現行制度を継続するよというを、東京都の広域連合が今取りまとめている最中なので、はっきりしたものが出ていないのですけれども、国に対してはそのように言っているところでございます。やはり今委員ご指摘の社会保険のほうから後期高齢者に入ってしまう方の保険料が、いきなり、かなりガクッと上がってしまう可能性がございますので、そちらに関しましては、広域連合としても考えているようで、要望は出している最中でございます。その部分がまだ実際公表されておらず、取りまとめ中でございますので、またわかり次第お伝えできる段階でお伝えしていきたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

これはその分が国のほうからくる、また東京都が出すことになるので、この後期高齢者保険の財政というところはまた別になると思うのですけれども。この特例軽減って、本当に多くの方、6割、もつとですかね、かなりの方が対象になるところなので、この後期高齢者医療制度がつくられたときに大きな反対運動が起こって、そのことによってこういう特例軽減もできてきたという経緯もあって、後期高齢者の方、75歳以上ですから、年金も引き下げられて本当に生活が大変な状況がありますので、ぜひ、この特例軽減は、既に平成29年度で軽減措置が減らされた部分はあるのですけれども、少なくともこれを継続するというので、区のほうからも、広域連合の議員のほうからも、ぜひ強力に言っていただいて、継続できるようにお願いしたいと思います。それはぜひ要望いたします。

それで、改めてこの後期高齢者の医療制度の中での収納率ですとか、滞納者の数や割合、それから、短期証の方の人数を教えてください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

まず、平成28年度の収納率でございますが、現年度分が98.9%、滞納繰越分が46.7%となっております。

次に短期証でございますが、短期証の方は、平成29年8月1日現在で60名となっております。

滞納者数は平成29年5月末現在で1,205名となっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

わかりました。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

#### ○石田（ち）副委員長

先ほど2枚目の資料のところ、剰余金と財政安定化基金が多分今回も見込まれるであろう、まだわからないということですが、前回のこの84億円剰余金、それから財政安定化基金が145億円で、充当することとしたけれども、しなくて済んだ。そういう中で、均等割の上がり率が200円と。それぐらいに今回もなっていくのか、そういうのは今の時点ではわかりますか。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

この1人当たりの平均保険料率につきましては、増加する要因と減少する要因、剰余金とこの基金以外にもさまざまな要因がございます。したがって、今の段階では広域連合が算定できておりませんので、またわかり次第お伝えする予定でございます。

○石田（ち）副委員長

私も上がってほしくないという思いで、幾らかなということで質問してしまいました。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

### 3 その他

#### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に予定表では2の行政視察についてであります。先に予定表3のその他を議題に供します。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり、申し出をいたします。

---

#### (2) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

#### (3) その他

○石田（秀）委員長

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

私からは、上大崎在宅介護支援センターに移転の予定がございますので報告いたします。場所の移転を伴いますので、口頭の説明ではわかりにくいものですから、資料をつけましたので、そちらをご覧ください。

まず、移転の予定日ですが、平成29年12月25日の月曜日でございます。所在地につきましては、現在が上大崎1-3-12、資料の下に地図がありますけれども、図中央の首都高の2号目黒線の東の

ほうにあるのが現在の場所でございます。新しい場所は、上大崎3-1-1ということで、目黒駅前の再開発事業に伴うもので、こちらのA棟・事務所棟の地下1階に移動いたします。電話番号はこれまでと変更の予定はございません。参考までに裏面をご覧ください。まず、上段のほうが敷地全体の地図になっておりまして、その下のほうに詳細が書いてあります。在宅介護支援センターですが、図では住宅棟の上のほうに見えるのですけれども、位置的にはこのA棟の事務所棟の横に突き出たところの地下1階に在宅介護支援センターが移転する予定になってございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件について何かご質疑等がありましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

この移転することになった理由は何なのかと、それから、地下1階というのは、ここの開発のところの地下がどんな状況なのかいま一つよくわからないのですけれども、地下1階というのは使いにくくないかなと思うのですけれども。地下1階と言いながら地面から入れるところなのか、その辺のところはわからないのですけれども、なぜ地下1階なのか。

もう一つは、今まで使われていた上大崎1-3-1 2そのものもどんな状況なのかよくわからないのですけれども、その後は何かに使うのか、その点についてお聞かせください。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず移転の理由ですけれども、1つは、現在の場所が若干手狭だということがありまして、この再開発事業に伴って、再開発事業の中で公共公益施設の設置というものがありますので、この中で寄付をいただいたということで、在宅介護支援センターほか公共公益施設が入るということで、こちらに移転することとさせていただきます。

地下1階につきましては、我々のほうで与えられた中での利用なのですけれども、基本的に在宅介護支援センターにつきましては、そこにお客さんがいらっしゃるというより、むしろ事務的な拠点になっておりまして、そこから訪問に行くことが多いところでございます。もちろん、いらっしゃる場合もありますけれども、その辺につきましては、まだ現地を見たわけではないので、アクセス等はあれですけれども、少なからず駅からのアクセス等も含めて、今までの場所に比べて非常に使い勝手がよくなると考えております。

#### ○松山高齢者地域支援課長

この在宅介護支援センターの移転の後なのですけれども、今上大崎シルバーセンター1階の洋室に在宅介護支援センターが入っている状態なのです。この移転後につきましては、20平米ほどの洋室ですので、部屋の化粧直し、クリーニング等を行いまして、机を整備して、シルバーセンターの利用者あるいは地域の方々の活動いただく部屋として1部屋増やし貸し出しすることを考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

今は手狭で、開発のところは駅からすぐ近いので、そういうところで便利になっていいのかなと思うのですけれども。在宅介護支援センターは本来、地域包括のサブセンターという位置づけもされていて、本当に地域の中心の相談の拠点という位置づけだと思うのです。そういうところからすると、この地下1階というのは、これだけの開発で、補助金もたしか税金投入が100億円を超えたと思うのですけれども、そんな中で何で地下1階しか出さないのかという思いがするのです。本当に地上からそのまま入れるようなところへ要求はできなかったのか、その思いだけ言わせていただきます。



### ○若林委員

現在の在支から目黒駅前の開発ということで、利便性とか、面積も大変広々となって、在支の役割を十分に果たしていただけるものだと期待しております。今ご説明で、地域の方々への貸し出し等と、そうしますと、近隣の町会とか、また、利用者のお声はどういうふうに聞かれて、相談しながら進めることになるのでしょうか、その確認だけ。

### ○松山高齢者地域支援課長

上大崎シルバーセンターの現在の利用者の方々、通年、1月ぐらいに全部のシルバーセンターの、今使っているの方々に対しまして、1年間更新ですので、きちんと来年使う希望があるかどうか、団体にご案内を配付しております。大体2月に調整をしまして、3月にどの団体がどの部屋をどの時間帯に利用されるか利用枠を決定いたしまして、4月から利用開始を考えてございます。まず、利用者の減免の方々につきましては優先になると思いますので、3月1日に受け付けを開始しまして、一般の方々向けには3月10日から受け付け開始を考えています。ですので、そのスケジュールで逆算しまして、町会と近隣の方々にはご説明をしようと考えています。

### ○若林委員

今の20平米の部屋を内装をして、しつらえて、そこはまた地域の方の交流の場に使っていただけるということで部屋について、どういう仕様、使い勝手のよさにするかという、地域の方の町会等の声は聞いて何か反映させる方向性があるのかどうかだけ確認します。

### ○松山高齢者地域支援課長

今の部屋はかなり手狭で、部屋自体の工夫、間にパーテーションを入れるとかそういった部屋ではなく、20平米ほどです。何か新しいものという工夫がなかなかできない狭い面積でございますので、机・椅子は用意して、空調などもきちんと整備した上で、使い勝手のいいような形では考えたいと思っております。

### ○石田（秀）委員長

ほかに。

### ○鈴木（ひ）委員

手狭で引っ越すということなのですけれども、今度のところの広さだけ教えてください。

### ○寺嶋高齢者福祉課長

新しく移転する先の在宅介護支援センターの床面積は、現在の資料では148.05平米となっております。

### ○石田（秀）委員長

では、これで本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

最後に、予定表2、行政視察についてを行います。福祉部長および健康推進部長のみお残りいただき、その他の理事者の方はご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

## ○石田（秀）委員長

それでは、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

本日はお手元の行政視察についての資料をもとに、視察先の概要等について理事者より簡単に情報提供をしていただき、その後、視察先における調査事項などご意見があればお願いしたいと思います。なお、今回は永尾福祉部長が理事者として同行していただけるということですので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、視察先の概要等について簡単にご説明を願います。

## ○永尾福祉部長

行政視察資料に基づきましてご説明いたします。

実施日が10月30日から11月1日ということで、まず、滋賀県甲賀市と三重県伊賀市、あと奈良県生駒市の3カ所について視察いたします。1ページをお開きください。まず、10月30日の月曜日に滋賀県甲賀市の視察になります。内容といたしましては、障害者支援についてということで、やまなみ工房に視察にまいります。障害のある方がいかに日常を自分らしく過ごせるかに重点を置いた就労支援についてでございます。

1ページお開きいただきますと、このやまなみ工房のパンフレットが掲載されております。こちらに沿って簡単にご説明いたします。まず、特徴になりますけれども、2行目の「やまなみ工房の日常の中のある日を覗いてみると、一人一人がそれぞれの方法で特別な自分を毎日表現しています」とあります。下から2行目になります、「やまなみ工房は、様々な表現から感じる個々の本質を大切に、感性とは何か、豊かさとは何かを考え、それぞれの可能性、そしてHAPPYが無限に広がる事を目指します」というコンセプトで実施しているところです。

もう1ページめくっていただきまして、真ん中ぐらいのところですが、「やまなみ工房は、1986年、やまなみ共同作業所として甲南町に誕生しました」。こちらは6つのグループに分かれて活動しています。

その隣の3ページになりますけれども、開所日については月曜から金曜日の平日、開所時間については8時45分から17時30分、活動の時間は10時から15時45分です。活動内容についてということで、障害者の生活介護と就労継続支援B型、この2つのサービスを行っております。

生活介護の主な仕事としては、紙漉き、古紙回収、ペットボトルキャップ回収、畑、リハビリ、散歩、絵画、陶芸、その他さまざまな表現活動ということです。就労継続支援B型につきましては、粘土、絵画、縫製、刺繍、メンテナンス、喫茶営業になります。こちらは送迎がついているということで、現在、甲賀市5町と湖南市、三重県伊賀市の一部を専用バスで巡回しています。また、自主通所も可能ということです。また、給食も施設利用者についてはご利用いただけるということで、1食250円、自己負担となっています。

次のページをお開きください。ご利用対象者ですが、受給者証を持っている知的障害者、精神障害者、身体障害者が対象になっています。こちらの経費については、法内の施設ですので、サービス費用の1割が基本負担になりますけれども、軽減についてありますので、免除される場合もあるということです。あとは給食費が1日250円、保護者会費が500円と特別会費1,000円になっています。

その次の5ページになります。こちらに1年の流れと1日の流れがおおよそ書いてあるのですが、基本的には、日々の作業を決まったように取り組むのではなくて、それぞれ体験する中で個々のペースや意欲にあわせて過ごしていただくような内容になっています。

次のページをお開きください。こちらに先ほど申し上げました6つのグループが書いてあります。ころぼくくるとというのが粘土や絵画を中心に行っているところ。こっとんは、刺繍や絵画を中心に行ったり、お菓子づくりとか調理実習も取り組んでいます。ぷれんだむというのは、機能訓練を中心に体力づくりを行ったり、あとはそのほか絵画や趣向を凝らした自主製品づくりもやっているということです。もくもくは、さまざま画材を使った創作活動を行ったり、施設のメンテナンス作業も行っているとのこと。たゆたゆは、車に乗って地域に出かけ、古紙回収やペットボトルキャップの回収を行ったり、また、粘土や絵画、お菓子づくりにも取り組んでいます。隣のページのh u g h u gは、敷地内にある喫茶店で接客を行っているものです。

次のページをお開きください。こちらはボランティアを積極的に募集しておりまして、大学や高校の社会福祉授業の一環としてインターンシップの受け入れも行っています。ボランティアの内容が書いてあるのですけれども、1日のボランティアもあります、個別のボランティア募集の仕方をされています。作業ボランティア、送迎ボランティア、食事介護、清掃、行事、レクリエーション、アート、イベントというような項目でのボランティアの募集を行っております。

その次のページから、このやまなみ工房の様子が写真で載っております。広いところで自分の世界に入って絵を描いていたりということが写真で見受けられると思います。

その次のページを開いていただくと、スタッフも利用者も全員女性で、スタジオこっとんだとか、その下がギャラリーg u f g u fだとか、ランチもできる喫茶店が載っています。

13ページになりますけれども、こちらに書いてあるのを読みますと、こちらを取材に来た方のコメントが載っています。アート活動を中心とした福祉事業所やまなみ工房に訪れた、そのときの感想などが書いてあります。「この工房では自閉症や知的障害を持つ81名のアーティストと22名のスタッフが共に過ごし、さまざまな創作を行っている。散歩、古紙回収、お菓子づくり、スポーツ、敷地内の喫茶店での接客などの活動がある中で、利用者一人ひとりが何をどう過ごしたいかを見きわめ、尊重していく環境がここにはある」ということです。1人1人それぞれが望む生活をこの施設の中で行える、そういうコンセプトでいろいろな作業をしたり、ゆっくりのんびりしたり、そういうものの組み合わせをしているということです。

この下のほうにかぎ括弧があるので、僕たちスタッフは彼らがいかに日常を自分らしく過ごせるかに目的を置いて日々活動をしています」ということも、スタッフのコメントとして載っています。

次の14ページをお開きください。こちらの写真に載っている方が施設長の山下完和さんです。この方は1986年に3人が利用する通所作業所として出発した、やまなみ共同作業所に1989年に支援員として就職されています。現在はこちらの施設の施設長になっています。当初このやまなみ共同作業所は、内職作業を行ったりというごく一般的な作業所だったそうです。そういう作業所から、今ある個性を大切にしたいアートの施設に方向転換したということですが、そのきっかけが書いてあります。1人の利用者の笑顔がきっかけだったということです。三井さんという方のことがこちらに書いてあるのですけれども、ある日、お昼休みにメモ用紙の端くれを拾った三井さんが、傍らにある鉛筆で何やら描き始めた、そのときの表情がとてもすばらしい表情だったということで。それを引き出せない内職をこなすだけの日常の生活は何だろうと、1人1人が本当に望むことをこの作業所でできないのかというところから始まったということです。

その隣のページになりますけれども、そういう経過を経て、6つのグループに分かれた活動場所を工

房内に完成して、そのことが1994年にエイブル・アート提唱者の播磨さんという方に発見されたことで、広く社会に向けて発表する場が生まれていったというような経歴になっています。

次の16ページをご覧ください。今この工房はNHKなどでも紹介されまして、全国から4年間で1万人を超える人が訪れる場所となっているということです。この下の「ラーメンの袋を握って見つめて20年」というところですが、ここを読みますと、障害の特性がすごく出ていてほほ笑ましいのですけれども、下から4行目です、ラーメンの袋を見つめて20年になる利用者の酒井さんという方のことが紹介されています。その方について、スタッフですが、「例えば体温、食欲、目つき。僕たちスタッフは利用者の方たちの想いをいろんなところで日々読み取っています。その象徴とも言えるのが、ラーメンの袋を片時も離さない酒井さんです」ということです。この酒井さんからラーメンの袋を取ろうといろいろ試みたのですけれども、どうしても不安定になってしまうということで、スタッフのほうに根負けして、ラーメンの袋を持ち続けることでこの酒井さんが落ち着くなら、いつまでも持ってもいいよと思って見守っているという話が出ております。

その次の18、19ページにも酒井さんの写真も載っています。このラーメンの袋をととても大事にしているということです。

写真がいろいろ載っていますので、あとは現地のほうでお話聞きながら、過ごし方のような、自由に寝転がりながら絵を描いたり、いろいろなところが見られる、障害者が自分らしい生活をするという、一番大事なところについてこの工房の中見学できたらいいなと思っているところです。

次が三重県伊賀市になります。こちらは10月31日に訪問する予定になっています。伊賀市につきましては、地域包括ケアシステムにおける総合事業の取り組みについて視察します。地域にみずから入る働きかけにより地域ニーズを踏まえた取り組みを行う伊賀市社会福祉協議会の取り組みということで、社会福祉協議会も視察に行く予定です。あとは、ふれあい・いきいきサロン事業について、白檜地区の福祉・防災ボランティアの会を視察する予定になっています。

1枚めくっていただきますと、第3次伊賀市地域福祉計画のダイジェスト版が載っております。ちなみに、品川区は今第2期ということで、平成23年から平成32年の10年間の計画の途中ですが、この間10年の間にいろいろなことが変わってきておりまして、第3期の地域福祉計画は1年前倒しにして平成31年から5年間で立てる予定にしておりますので、それに向けて今調査を行っているところです。

伊賀市の福祉計画の概要版をご覧ください。3つの戦略ということで、人づくり・地域づくり、自分らしい生活ができるまちづくり、ネットワークづくり、これを3つの戦略として進めているということです。

4ページをご覧ください。地域福祉計画を立てるに当たっての12の提案（7つの安心と5つの充実）となっております。7つの安心としては、子育て支援、障がい者支援、高齢・介護サービス、住まい、健康づくり、生活支援、地域医療。5つの充実は、人口推移から考えるまちづくりと人材養成、多職種連携の推進、みんなでつくる地域福祉コミュニティ、福祉総合相談における支援・コーディネートのおしきづくり、社会福祉法人・事業者・社会福祉協議会・行政連携のおしきづくりで、12の提案がこの福祉計画に記載されています。

特徴的なのはこの指標ということで、この計画を行うための4つの指標を設けたということです。目標となる指標としては、地域予防対応力、生活満足度、あと、分析のための指標としては、人口動態、健康寿命ということです。これらのことが次のページに書いてあります。

これらの調査をした指標をもとに戦略を考えておりました、人づくり・地域づくり、あとネットワークづくり、自分らしい生活ができるまちづくりを設けているところが特徴的なこととなります。

続いて、地域福祉計画につきましては、今回社会福祉法が改正になりまして、努力義務となっているところです。品川区は第1期のときからつくっていますけれども、今ちょうどこの改定の作業をする中でいろいろなタイプの地域福祉計画がありますので、この伊賀市の地域福祉計画も参考にしていきたいと考えております。

伊賀市のほうの社会福祉協議会の取り組みということで、福祉計画をずっとめくっていただいて、最後の16ページの次に伊賀市社会福祉協議会の組織図が書いてあります。

その次の赤い字の書いてあるカラー版が伊賀市の社協だよりです。特徴的なところとしては、5ページの「おしえて地域のふくし」と書いてあるところになります。かわいい「いがグリオ」というキャラクターがいますけれども、どんなことに困っている人が多いかというところで、生活課題としては、電球の交換、ごみ出し、庭の草刈り、家の清掃・片づけ、調理することが難しくなってきたり、認知症の方のひとり歩き、判断力の低下した方をねらった詐欺があるということで、都会である品川と同じような悩みがあるのかなというところです。こういう生活上のいろいろな悩みごと、困りごとをどうやって解決するかというところです。そこで地域ごとで解決するためには、まず、現状を把握する必要があります。例えば、アンケートを実施して現状を把握するとともに、そこから浮かび上がる地域の課題を認識し、課題解決への取り組みにつなげる仕組みが必要ですねとなっております、こちらの地域では、地域福祉ネットワーク会議を住民自治協議会ごとにつくっているということです。伊賀市内に39地区の住民自治協議会があって、そのうちの25地区の中で地域福祉ネットワーク会議が設立されているそうです。この地域福祉ネットワーク会議は平成30年度までに市内全自治協議会で設置するように今サポートしているということです。それぞれ地域によって名前も変えてありまして、例えば、阿波地区では、まごのて会議、花之木地区ではお買い物バス支援者会議、それぞれ名称もそれぞれのメンバーで地域にあった検討の場づくりが重要ということです。設置状況はこの下に書いてあるとおりです。これは今の品川区で言う、支え愛いほっとステーションのイメージにとっても近いと感じているところです。

ページが戻るのですが、8ページの「あなたのまちのふれあい・いきいきサロン」というところで、愛宕健康マージャンクラブが紹介されているのですけれども、それぞれの地域でサロンとか配食サービスを開催しているのですけれども、このマージャンサロンも平成17年から加わって、市内で唯一のマージャン専門サロンになっているということです。毎週2回の開催で年2回は大会も開催しているそうです。

今回見に行きます白檜地区の説明が2ページの右上、「地域のステキな支えあい活動」として紹介されているところです。それで、これを見て私も驚いたのですけれども、白檜地区ってどんなところということで、高齢化率が40.1%で、品川以上に深刻な中で、こういういきいきサロンのような活動が地域の中で広がっているのかなと思います。自分たちの手でそういう拠点をつくり上げて、こういう支え合い活動を行うということで、この辺の具体的な活動の状況ですとか、あとは担い手はどうしているのかとか、そういうところを見に行かれたらいいかなと思っています。これが伊賀市の説明になります。

次に、奈良県生駒市になります。こちらは11月1日に視察に行く予定になっております。こちら総合事業についてということで、高齢者がサービスの受け手から担い手へ変わり、介護を必要としないで暮らせる期間を延ばす市民主体の取り組みについてということです。全国的にも厚生労働省のほうで実践事例というふうに出され有名になっているところです。

めくっていただきますと、厚生労働省の地域包括ケアシステム情報支援事業という事例集があります。その中から生駒市の部分を抜粋した資料になっております。生駒市の具体的なことが書いてあるのが4ページからになります。奈良県生駒市の取り組みということで、移行のねらいです。取り組みの背景が書いてあります。平成24年10月から取り組んだ市町村介護予防強化推進事業、これが国のモデル事業になっているのですけれども、こちらに手を挙げて取り組んだことがきっかけになっているようです。モデル事業に参加した13の市町村、これは生駒市の以外も加わって13ですけれども、今から3年前に、軽度認知症や虚弱高齢者の自立支援を考える上で必要な事業メニューや居場所づくりを検証できる機会に恵まれたということです。

モデル事業で学んだ6点がこの下に書いてあります。1つ目は、高齢者が生活支援サービスを利用する背景に年齢・性別・価値観・世帯状況の変化・今までの暮らしぶりが大きく影響を及ぼすということです。

2番目ですけれども、要支援の高齢者は、ADL、お風呂に入ったり、食事したりという日常生活は自立しているのですけれども、例えば電話をかけるのに電話番号を調べたり、家事をするのにいろいろな手順を考えたり、一時間必要な活動ができるかどうかのIADLについては個人差が大きくなっていること。

あと3番目としては、家族も本人も可能性よりも先にあきらめの感情を抱くことが多い。

4番目は、生活不活発病の大半は、早期に介入し適切に手当することで自立を導くことができること。

5番目としては、要支援の状態の方への支援はプロでない人でも対応できる人々が一定数存在することがわかったということです。これらの状況を踏まえて、住民に真に必要なサービスを創出していく責任を全うすることが重要なことがわかったということです。

また、総合事業の周知や啓発にはさまざまな工夫が必要ですよということが、こちらの取り組みの背景として記載されております。

移行までの今後のスケジュールがこちらに載っています。この生駒市は品川区と反対の方向から始まっておりまして、この住民主体のサービスのほうを平成27年4月に開始しています。品川区は、こちらのサービスについては若干おくれまして、平成28年から、今まだ途中の状態ではありますけれども、開始しております。生駒市のほう、現行相当の移行に向けた事業者の説明会が平成27年8月に行われて、通所介護・訪問介護事業を総合事業に移行したのが平成27年の10月からということです。品川区の場合は、これを平成27年の4月から移行しているということで、品川と少し地域性が違うので逆方向から始めている、そんな状況になっています。

次のページをお開きください。移行プロセスにおける主な取り組みということで、こちら課の中で、品川とまた違った組織の中でやっているのですけれども、介護保険課というところで、市民活動推進課とか高齢者の関係、健康の関係、病院建設課というところと連携し、外部の関係者とも連携をとりながら進めてきたことが記載されております。

それを行うための取り組み内容ということで、新規相談時のためのフローチャートを作成したとか、アセスメントツールを新たに開発した、また、多様なサービスからスタートしたというところで、それぞれ工夫した点だとか苦労した点、そういう取り組みのポイント等がこちらに書いてありますけれども、具体的には現地ですらに聞けたらいいなと思っております。

次に、9ページになりますけれども、総合事業の概要が書いてあります。訪問型サービスと通所型サービスについてですけれども、まず、こちらの特色としては、パワーアップPLUS教室、パワーアップ

教室、転倒予防教室、ひまわりの集いは通所型のサービスになっています。パワーアップPLUS教室と生活支援サービスの2つが訪問型のサービスということで、これらのサービスから先に入っていたという経過があります。

次のページを見ていただきますと、サービス自慢というのが書いてあります。パワーアップPLUS教室とひまわりの集いと生活支援サービスの3点になっています。それで、パワーアップPLUS教室の様子は別とじてカラー版になっている2枚もののペーパーがあるのですが、これを開いていただきますと、パワーアップPLUS教室の様子が出ています。パワーリハビリの機器を活用したマシンのトレーニングを行って、特徴的なのは、短期集中なので、一定期間このパワーアップPLUS教室を行ったら、その卒業生がサポーターとして次の生徒さんに立ち会って一緒に支援していくというふうに行っているものになります。ですので、1回きりで終わりではなくて、卒業生も活動の場をきちんと設けているところが特徴的かと思います。看護師や理学療法士等の専門職もつきながら、自立支援というところで行っている教室になっています。

次のひまわりの集いが、同じくこのカラー版の右上に載っています。会食サロンということですが、こちらに住民の方と協働で行うサービスをやっているということです。こちらは一般介護予防事業の取り扱いになっていて、年間12回の出前型の会食サロンもやっているということです。平成28年度からは、機能訓練教室（わくわく教室）と協働して地域展開の場所を拡大するために定期的に介入しているということです。

あともう一つの自慢が生活支援サービスです。こちらは特にカラー版のところはないのですが、平成28年2月に広報に特集を組んで、新たな担い手を募集して研修会を企画、高齢者が高齢者を支える仕組みづくりを実施していく予定ということで、今どのぐらいの実績が上がっているかということも現地で聞いてみたいと感じているところです。

生駒市は、厚生労働省が総合事業をやるにあたって1つの見本ということで例に出している、こういう事業になっています。ただ、総合事業というのは、地域特性がそれぞれありますし、地域資源もさまざまあるので、これが正解ということはないと思います。品川区は、今まで進めてきた特徴を活かしながらかついているところです。品川区のほうで言えば、こういう一般介護予防事業は、今までさまざまわかりづらい状況になっていたのですが、この生駒市のやっていること、これから視察に行ってみて参考になりたいと思うのですが、集中介入期とか、移行期、生活期、それぞれのステップに応じたサービスがきちんと紹介できるような仕組みづくりをしようということで、今、内部的には検討を進めているところです。ですので、実際に高齢者が高齢者を支えるというのがどんなふうによく回っているのかが、この視察のポイントではないかと感じております。

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

今、部長からも話がありましたように、厚生労働省のモデルになっているとか、甲賀市のやまなみ工房は4年間で何万人も来るような、結構有名なところですよ。また伊賀市の社協も、全国的に有名ということで、ご説明いただきました。この中で、部長からもありましたけれども、こういうことを聞いてみたいというご意見がありましたら、書記のほうで控えて、先方にご説明いただきたくお願いをしていきたいと思っていますので、もしこの場でありましたら言っていただければと思います。

資料をぜひもう一度読んでいただいて、ぜひこういうのを聞いてみたいというのがありましたら、なるべく早めに、書記に出していただきたいと思っています。

10月上旬ぐらいまでには皆様に予定表をお配りしますので、逆にその予定表が配られるころまでに、こういうのが聞きたいということがありましたら書記に提出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

それでは、以上で行政視察についてを終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時44分閉会